

地租改正反対一揆について

後藤 靖

- 一 問題の所在
- 二 いわゆる「独自」プランの意義
- 三 改租の結末
- 四 反対闘争の歴史的意義

一 問題の所在

地租改正条例（明治六年七月二十八日）にもとづく改租事業は、耕宅地についてはほぼ十一年に、林野にかんしては大体十四年までに基礎的には完了した。

地租改正とその結果として創出された「民有地」とりわけ耕地の私的所有の歴史的 성격については、周知のよう、**「講座派」**対**「労農派」**以来の長い論争の歴史がある。実際、この問題をどう理解するかは、明治維新^{II}天皇制権力および日本資本主義の評価にかかわるばかりでなく、その後の反体制運動、たとえば農民一揆や自由民権運動をどう評価するかにかかわってくる。**「労農派」**の長い歴史の集大成ともいえる、**楫西光速**、**加藤俊彦**、

大島清、大内力氏による共著『日本資本主義の成立Ⅱ』(東大出版会)が、農民一揆や自由民権運動を反動的なものと評価したのは、地租が「たとえその量においては高率であり、旧貢租と変らないほどのものであったとしても、すでにそれが封建的土地所有の撤廃と近代的土地所有の確立とを前提としており、全国的統一に算定された地価を課税標準とした収益税の形態を与えられている以上、近代的租税としての本質をそなえたものといわなければならぬであろう」という、地租改正の理解に起因しているのである(三〇四頁)。

だから、小論のテーマである、地租改正反対一揆の歴史の意義を説明するための作業は、本来ならば、地租改正の結果としての私的所有と地租の性質を確定するところからはじめべきである。しかし、ここでは、そうした手つづきをとる紙数の余裕がないので、地租改正の内容Ⅱ本質については、本論の随所で立ちかえることにして、一応、わたしの見解を概括的に述べるに止めよう。

地租改正は、幕藩的土地領有制を廃棄して、全国土を「民有地」(耕宅地および林野)と「官有地」(主として林野)の二大類型に編成がえした。「官有地」は、全国土の五六% (明治十七年)に及ぶ龐大な面積に上り、その所有は権取者が天皇制国家の頭部たる皇室(皇宮・御料地)であり、中央権力そのもの(官林・官用地)であり、また地方権力(公有林野)である、といった区別はあるとしても、総じて絶対主義国家のいわゆる国家的土地所有そのものであった。「民有地」は、巨大寄生地主的土地所有(華族・上級官僚・政商・国立銀行創設者等)・中小寄生地主および自作農民的土地所有という所有Ⅱ生産関係を内包する私的土地所有であった。この私的土地所有は地租収奪の対象として、地券交付―地租改正過程で法認されたものである。この場合、寄生地主・小作関係を編成し、高率・高額な物納小作料に寄生する巨大寄生地主層は論外として、そうした生産関係を蓄積基盤とするに至ってい

ない中小寄生地主層、とりわけ自作農民・自小作農民層の負担する地租と土地所有の歴史的 성격が問題となる。地租は、利子率による資本還元によって算定した地価の百分の三とし、全国一率の金納制としたところから、たしかに形式的には近代的な外見をととのえていた。だが、内実は、労賃部分や農具損料・畜力費等の再生産費を一切認めず、それを収益部分として計上しているばかりでなく、種肥代も実際の必要分の二分の一ないし三分の一にもみたない一率一五％しか認めず、また反当収量を実収よりはるかに高く査定し、換算米価も市場価格より高く見積っているため、高い地価額となり、したがって旧貢租に等しい高額地租が作りだされた。この高額地租は、明治政府の「旧来ノ歳入ヲ減ゼザルヲ目的」とし、それを確保するために恣意的に決定された高地価にもとづくものである。かくて、地租は、現実の再生産過程を無視し、胚芽の利潤部分のみならず労賃部分にもくいこむ高額なものとなったのである。「民有地」にかんしては、私的所有権が認められているという意味で、地租は、封建的土地所有を基礎とする封建地代そのものではなかった。それは、私的所有を一応前提にした租税であった。けれども、それは、所得ないし利潤の一部分にあたる近代的租税ではなく、貨幣地代の形態転化としての絶対主義租税であった。かかる絶対主義租税の対象としての私的土地所有は、フランス革命が創出した分割的農民的土地所有とは内容的には区別されねばならない。この土地所有は、その生産様式からいっても前資本制的であり、所有者たる中小寄生地主層とくに自作農民・自小作農民の零細土地所有者は、絶対主義的地租・国家的土地所有および巨大寄生地主的土地所有とは基本的な敵対関係にたっていた。

地租改正は、右のような絶対主義的土地Ⅱ税制改革であった。そのめざすところは、絶対主義の財政的・物質的基礎編成であり、同時にかかる財政的基礎編成にもとづく、上からの資本制生産の育成であった。だから、地

第1表 地租改正一揆

「形態」中の○は地租改正事務局への歎願

年次	地域	要求又は原因	形態	出典
年月				
8. 2	小倉県	増租	不穩	『明治初年地租改正基礎資料』 (以下『資料』)
8. 3	浜田県	増租	?	同上
8. 5	岐阜県安八郡	減租	○歎願	丹羽弘「改租過程における地 価決定の具体的過程」(歴研)
8. 9	大分県宇佐郡	増租	歎願	東京日日新聞
8.10	島根県那賀郡数村	小作料軽減	歎願	土屋・小野『録』
8.11	三瀨県	増租	?	『資料』
8.12	岐阜県中島・多芸二郡	地価改訂	○歎願	丹羽・上掲論文
8.12	岡山県糸南条・勝南 二郡	増租	?	『資料』
9. 1	三重県名張郡	増租	暴動	東京日日新聞
9. 2~	長野県下伊那郡	地価改訂	○歎願	後藤靖「自由民権運動と農民 一揆」
9. 4	鳥取県久米・八橋二郡	増租	?	『資料』
9. 4	岡山県賀陽郡	増租	不穩	郵便報知
9. 5	和歌山県那賀郡	地価改訂	○歎願 ○暴動	後藤靖「和歌山県地租改正一 揆」
9. 5	和歌山県日高郡	地価改訂	○歎願	『録』
9. 6	富山県砺波郡佐野村	地価改訂	?	『資料』
9.6~10.7	山梨県巨摩郡神山村	地価改訂	○歎願	森多平文書・東京日々
9. 6	山口県玖珂郡	地価改訂	○歎願	評論新聞・中外評論
9. 8~	静岡県遠州	地価改訂	○歎願	原口清「地租改正をめぐる静 岡県民の動向」(歴研)
9.11~	茨城県真壁・那珂二郡	石代相場引 下	暴動	木戸田四郎『明治維新の農業 構造』
9.11	三重県下	石代相場引 下	暴動	大江志乃夫『明治国家の成立』
9.11	愛知県西南部	石代引下	暴動	『録』
9.12	大阪府下	石代引下	暴動	『録』
9.12	京都府丹後	地価改訂	○歎願	朝野新聞
10. 1	熊本県阿蘇郡	質地返還	暴動	大江志乃夫・前掲書
10. 1	岐阜県豊後村	小作料減免	不穩	朝野新聞
10. 1	福島県石川・岩瀬二郡	地価改訂	○歎願	庄司吉之助「地租改正と民権 運動」
10. 1	愛知県知多郡	減租	不穩	江湖新報
10. 1	高知県香美郡	地価改訂 小作料減免	○歎願	小野武夫『永小作論』
10. 2	富山県砺波郡	小作料引下	暴動	『録』
10. 5	青森県	増租	?	『資料』
10. 8	新潟県第15大区	増租	?	『資料』
10.	岡山県浅口郡	小作料減免		『交詢雑誌』
11. 3	兵庫県美含郡	地価改訂	○歎願	大坂日報
11. 6	福井県南越・六郡	地価改訂	○歎願	『杉田鶴山翁』
11. 9	愛知県東春日井郡	地価改訂	○歎願	近藤哲生「愛知県春日井郡436 村地租改正反対運動」(歴研)
11.10	神奈川県大住郡	質地返還	暴動	『録』
11.11~	静岡県伊豆	地価改訂	○歎願	原口清・前掲稿
11.12~	新潟県東半分	地価改訂	○歎願	農政調査会編『地租改正に関 する農村史料集』

租改正反対一揆は、何よりも、かかる絶対主義的土地Ⅱ税制改革と上からの資本制生産の展開にたいする、下からの農民的・自律的なブルジョアの発展の条件を獲得しようとする抵抗であった、とみななければならぬ。

ところで、地租改正反対一揆にかんして『明治初年農民騒擾録』(以下『録』と略称)は、和歌山・茨城・愛知諸県の各二件、三重・岐阜・大阪諸府県の各一件、および地租改正を直接のきっかけとする地主小作間の対抗としての島根・富山・神奈川諸県の各一件、都合一二件を収録している。しかし仔細に検討すれば、地租改正反対一揆は、それだけに止まらないばかりか、実際の闘争過程も『録』所収の内容とは異ったものがぎわめて多い。そこでは、明治八年から十一年までの、わたしの知りえた反対闘争を列挙すれば第一表のようになってゐる。この三八件は、耕宅地の地租改正に關して比較的ハッキリとその内容をとらえるものである。しかし、このほか、例えば、豊岡県下での「……小前の者は入費の苦情と税が増との疑念でブツブツ」云う状況(東京日日新聞九年一月二四日)や福島県下での「苦情をならす者多く県官を初め区戸長にも余程お骨折の五様子」(郵便報知九年三月二〇日)あるいは秋田県下で「民間苦情を鳴らす者あり」(同上九年六月二二日)、滋賀県下においても「人民中悦服する者あり又不平をならす者あり」(同上九年六月二六日)という報道や山梨県下で「不の字を言う村々はまだ沢山」(朝野新聞一〇年七月二九日)といわれる不穏な状況を具体的に追求してゆけば、新聞報道以上の実態を明らかにすることができらるであろう。地租改正事業が多額の民費負担のもとに行われ、しかもその結果として、増租になったのが三六府県(改租単位)に及び、たとえ減租になった四一府県(改租単位)⁽²⁾においても、地租額が現実の生産力Ⅱ再生産条件を無視した高率高額であるばかりでなく、金納化の強制のために中貧農層においては出来秋の窮迫販売を余儀なくされ、しかも八年の豊作尻をうけて米価がいちぢるしく下落している九一〇年の事情を考える

と、減租の利益は完全に焼石に水でしかなかった。このことは政府首脳部ですら深刻な問題としてとらえていた。すなわち、九年五月、内務卿大久保利通が大蔵卿大隈重信と連署のうえ「貸付局設置並ニ資本手形発行ノ儀」を正院に建議した。その要点はこうである。「納租ノ急ニ応」ずるため「中以下農民」は、「低価ヲ憂フルニ違モナク賤売典却」せざるをえず、「金融蔽塞ノ機ニ乗ジ非常ノ高利ヲ貪」る「奸猾ノ徒」ニ商業高利貸資本の餌喰にならざるをえない、これらの農民を救うために「貸付局ニ於テ薄利ノ貸付」を為すべきだ、というのである。⁽³⁾にもかかわらず、この建議はしりぞけられ、農民は、国立銀行ニ中央・地方の政商資本やそれと連繫する地方米穀商人の「奸猾」に完全に支配されるにいたった。⁽⁴⁾こうした事情を考慮すれば、地租改正にたいする農民の反抗は、右の三八件に止まらなかったことが想定されるであろう。

ところで、第一表から、われわれは、検討すべき問題として、次の諸点をつかみだすことができる。まず第一に、その一揆の多くが、改租事業の進行過程におこっていることである。政策の具体化の過程で農民が反旗をひるがえし、その政策の変更を要求したことは、従前の農民一揆にはほとんどみられなかったことである。なぜ、こうした事態がおこったのか。これが検討を要する第一点である。第二に、鬭争形態のほとんどが歎願運動の形態をとり、しかも地主・豪農層を先頭にした全農民ニ土地所有者が、地租改正事務局ニ中央政府にたいする直接的歎願として運動を展開していることである。この事態は、従前の農民鬭争、たとえば、明治三年の諸府県におこった多数の農民一揆が、旧来の諸領主を相手として、現物貢租の軽減を要求したのといちぢるしく異っている。あるいはまた六年の徴兵令反対一揆が、空前の昂揚をみせながらも、県庁・村役人ニ地方権力および地主・豪農にたいする打こわしニ世直し一揆的鬭争として展開されたのとも、それは異っている。土地所有農民が、

中貧農層と地主・豪農層との間に異った要求と行動様式をとり相互対立をふくみながらも、一応は統一提携し合
い、地主・豪農層を指導者としながら、自己の対立物を中央政府Ⅱ統一権力であるという認識のもとに、郡単位
ないし数郡にわたる統一行動をおこしたのは、幕末・維新以来の農民闘争においては、この地租改正一揆が最初
のものであった。地租改正一揆がなぜそのような特徴的形態をとったかという点について、改めて考えなおす必
要がある。第三に、この表でみるかぎり、その発生地域が、概して、近畿以東とりわけ関東・東山・東海・南紀
道に集中していることである。この地域は、旧天領や畑地の多い地帯であり、改租事業の結果いちぢるしい増租
となったところである。旧幕時代においては、天領が、諸藩にくらべて、一般に軽租であり、また畑地は水田に
比してはるかに軽租であった。地租改正は、かかる貢租体系の偏差を平準化する方針をとり、それを具体化し
た。この平準化方針が、この地域に増租をもたらした直接の原因であり、それがまた、一揆多発の規定要因とも
なった。だが、われわれは、ただ、平準化方針↓増租↓一揆という単純な因果関係だけで論じつくすことはでき
ない。平準化方針↓増租が、この地域の生産力段階および地域的経済構造といかに矛盾し合っていたかを検討す
る必要がある。そうでないかぎり、この地域に一揆が多発した真の経済的要因を把握したことはならないであ
ろう。第四に、地租Ⅱ地価にたいする闘争が圧倒的に多く(三一件)、質地返還や小作料減免といういわゆる地主
小作間の紛争がそれに比して少い(七件)ということである。このことは、当年の基本的階級矛盾が、国家と土
地所有農民との間にあり、地主対小作農民の矛盾は、まだ副次的な階級対抗でしかなかったことを意味する。し
かし、地主・小作間の対立が量的に少いからといって、この種の紛争を過少評価してはならない。後述するよう
に、地租改正反対の統一戦線内部においても、地主・小作間の対立ないし地主的土地所有の形成にたいする批判

的論理は展開されていた。こうした対立や批判的論理は、地租改正事業が、地主的土地所有の發展を期待し、高率小作料の公権的保証を一つの鍵としていたことと考え合わせるとき、重要な歴史的意味をもつ。そして、この時期以後の急速な農民層分解が、金納地租の苛重さと生産力の低位性という相互規定によって、地主・小作関係という一義的分解方向をもって進んだという事情からみても、発事件数の如何にかかわらず、この種の闘争を看過してはならない。

第一表は、以上のような諸問題についての検討の必要をせまっている。だが、本稿では、このすべての問題について、全面的に解答するだけの余裕がないから、主として第二の点に焦点をしばりながら、それとの関連において他の諸点については触れることにしよう。

(1) 梶西氏等は、農民一揆は、明治政府が推進しようとする「資本主義の發達を阻止し、農村を中世的、牧歌的な状態にとどめようとする、歴史的には反動的意義をもつ」といわれ、自由民権運動も「その歴史的地位からいえば、かならずしも進歩的とはいえない本質をもたざるを得ない」といわれている(四九九頁、五一四頁参照)。

(2) 地租改正によって、新しい地租がどうなったかを知るために、福島正夫氏の計算されたものをかかげよう(次頁)。これは、改租当時の単位県を基準にとつたものである。「新旧同備平均」とは、改租米価では旧租額(地租改正前三ヶ年)を算出したものであり、「石代価平均」とは旧実収租金のことである。

(3) 「何をか農民に最も便なりと之ふ。曰く地租の改正は素より田租を寛にし、農民を振作するの盛意に出つと雖も、米納の法変して金納の制となるを以て、従来官の手にて運用活動し来る所の米穀は却て民間に於て其価の高低を問はず之を完朔き以て租賦の用に備へざるを得ず。是に於て納租の際に及び米価一般に低下し、農民共穀も賤売典却し以て納租の急に応ず。未だ其低価を憂ふるに遑あらざる也。是れ賤売に於て多少の損失を取るは固より言を俟ず。或は之を典却して一時其急を救ふも利子月々積み遂に再び贖ふ可らざるに至らん。是れ中以下農民の大低免かるを得ざる所の弊患にして、豪農富民に非るよりは仮令ひ之を寛租に得るも却て之を金納に失するは事理の看易きものにして、之か為め遂に下民をし

改租单位名称	新施行年	新価と旧平均比較	同平均比較	石平の代価と平均比較	改租单位名称	新施行年	新価と旧平均比較	同平均比較	石平の代価と平均比較	
										円
東北地方	森田	8	29,046	44,268	近畿地方	堺(河内和泉)	8	-52,932	-81,982	
	青秋	9	235,596	-31,968		〃(高安郡)	7	-	26	1,898
	賜形	8	-34,519	-26,788		〃(大和)	8	-285,534	-308,369	
	山鶴	8	9,354	4,905		兵庫(摂津)	8	-11,733	-21,854	
	岩手	9	-52,116	-134,279		〃(播磨)	9	-33,679	-184,381	
	水宮	8	43,505	52,242		豊岡	8	840	73,661	
	若岩	8	64,951	75,371		旧名東(淡路)	8	-69,853	-85,553	
	若磐	7	7,233	23,530		三重(伊勢伊賀)	8	-63,717	-22,366	
	福島	8	-68,030	22,745		〃(60ヶ村)	8	3,790	5,519	
関東地方	奈川	8	8,190	19,519	〃(伊勢志摩・紀伊)	9	-9,088	-197,912		
	東神埼	9	95,655	12,444	和歌山	8	-201,209	-166,542		
	京川	9	113,739	58,756	滋賀(近江)	8	-209,818	-187,691		
	玉葉	9	177,912	45,469	中国地方	岡山(備前)	8	-52,089	-37,214	
	千代木	9	547,934	300,238		〃(備中備後)	8	108,767	113,865	
	茨城	9	29,184	-294,461		北条(美作)	8	-23,589	6,898	
	栃木	9	170,703	-78,434		広島	9	121,859	-3,019	
	群馬	9	212,300	75,093		島根	7	14,797	5,838	
	東海・東山地方	松豆	8	209,913		75,485	〃(出雲)	8	-66,513	-48,034
伊豆		9	128,570	73,106		〃(因幡伯耆)	8	-166,716	-8,670	
河梨		9	-9,058	-9,370		〃(隠岐)	9	2,233	1,412	
野(信濃)		8	27,578	30,064		山口	7	-141,931	-141,931	
筑摩		8	17,372	82,086	四国地方	高知(阿波)	9	5,154	-76,698	
岐阜(美濃)		8	46,564	-67,854		愛媛(讃岐)	9	155,484	5,075	
愛知(三河)		8	100,097	-9,844		讃岐塩田	9	1,855	1,855	
愛知(尾張)		9	50,265	26,075		愛媛(伊予)	9	-152,551	-224,426	
北陸地方		新潟(西半部)	8	-23,245		-110,195	〃(伊予切替畑)	9	3,983	
	〃(西半部内8村)	9	213,818	113,907		高知(土佐)	9	-216,240	-266,549	
	〃(東部)	9	172,872	83,557		高知(未整頓41村)	9	-9,627	-13,230	
	〃(東部内10村)	9	2,217	1,589		九州地方	福岡	8	-354,619	-317,443
	〃(佐渡)	9	240,318	28,623			小倉	7	-104,576	-25,793
	新川(三都)	8	3,276	2,798	旧三藩		8	-175,995	-156,993	
	石川(越中・新川郡)	9	-37,776	-30,213	長崎		9	-32,279	-290,466	
	〃(加賀能登)	8	-294,696	-166,872	〃(豊岐・肥前・佐賀)		9	-86,852	-135,264	
	〃(越前7郡)	9	-14,577	-100,651	熊本		8	-241,535	-301,065	
滋賀(若狭越前)	9	-487,690	-375,743	〃(天草)	10		23,822	15,333		
京都	9	-43,198	-141,223	〃(海辺新地)	10		-8,015	-11,847		
大阪	9	-60,799	-35,279	鹿児島(薩摩大隅)	8		-84,977	-128,068		
	9	-160,298	-171,577	〃(日向)	12	-256,062	-251,538			
	9	-93	31,937		12	-16,867	-64,452			

註 福島正夫著『地租改正の研究』p.466~469.

て旧昔の租法を追慕せしむるに至らん。是れ豈に嘆惜に堪ふへけんや。然るに今若し貸付局に於て薄利の貸付を為すときは一時納租の期を凌ぎ賤売典没の患を免かれ、機を見便に乘し相当の価を以て米穀を売却を得、此に於てか農民始めて地租改正の盛意を感嘆するを得へし云々」（大久保利通文書第七卷一二五頁以下）。

（4）さしあたっては朝倉孝吉著『明治前期日本金融構造史』参照のこと。

二 いわゆる「独自」プランの意義

さきに、わたしは、地租改正反対一揆の基本的性格を、上からの日本資本主義の形成＝本源的蓄積政策にたいする下からの自律的なブルジョアの発展の条件獲得であり、その闘争形態の特徴を土地所有農民が全体として国家権力に対抗した、という点に求めた。この闘争形態上の特徴は、けっして、地主・農民層が中貧農層と連合して行動したというところだけあるのではない。より重要なことは、土地所有農民が中央政府の恣意的な地価算定プランにたいして自己の要求を県庁の「独自」プランにまでとどかせ、その「独自」プランが葬り去られるや否や郡単位もしくは数郡にわたる連合戦線を結集して歎願運動にたち上ったという、行動の全体系のなかにある。そして、このことになかにさきに述べた一揆の基本性格および特徴点が集約されている。そればかりではない。この行動の全体系をささえる論理が多く自由民権思想に依拠していたことに注目すべきである。地租改正一揆が多くの地方で自由民権派の指導を求め、二つの運動がしばしば結合したのは、そのことにもとづく。

さて、「独自」の改租プランの存在がハッキリ証明されているのは、いまのところ原口清氏による静岡県Ⅱ浜松県の事例（歴史学研究二一〇号）、有元正雄・太田健氏による岡山県の事例（土地制度史学二一号）、青山秀彦氏に

よる筑摩県の事例（地方史研究二巻六号、歴史評論一四七号）の三つである。しかし、たとえば『明治初年地租改正基礎資料』によれば、北条県・豊岡県・鳥取県・岐阜県・高知県等において「自己先入ノ説」（六八五頁）をつくり政府に対抗したといわれており、おそくは多くの県で「独自」プランが作成され、地租改正事業にたいする抵抗が試みられたと思われる。改租事業が、その末端の具体的な事務推進機関として、戸長の監督下に各村で五人以上の地主惣代をおき、各区に改租総代人をおいたことから考えると、この総代人を中心として「独自」プランの作成への動きがあったことは容易に想像されるであろう。では、いわゆる「独自」プランとはどういう過程の中から誰によって作成され、その内容上の基本的特徴はいかなるものであったのだろうか。この点を三県の事例にかんしての、三氏の分析に依拠しながら、概括的に述べてみよう。

三県における「独自」プラン作成の過程は、けつて一様ではなかった。静岡県遠州（浜松県）においては改租事業が一応竣功し、その結果にたいして農民の不満がまさに爆発しようとする時点で、事態の收拾策として作成された。ここでの改租事業は、県庁が、中央政府の指示督促のもとに、改租総代人を監督しつつ、「法令厳明条例審密、毎奉日ヲ刻シテ成功ヲ督責シ毫モ寛假」しない峻厳さで、「地租改正ニ付人民心得書」第一則を忠実に実施したばかりでなく、その進行中に収穫米を人為的につりあげる措置さえとった。そうして、耕宅地にかんする改租事業は、九年春に一応完了した。にもかかわらず、田方平均反米は、一石二斗三升・米価五円六七銭となり、それは、政府が筑摩県との対比で決めた、反米一石四斗をはるかに下廻ってしまった。そこで、中央派出官のはげしい督責をうけた県官は、「地租は増減しないままで、収穫米を一石四斗につりあげ、米価は五円五銭にひきさげ」ることによってつじつまを合やすことを承認した。これにたいして、州民は憤激した。「戸長ハ勿論、小前

惣代立会人地主銘々立会ノ上、互ニ擊摩取調、尚又夫々増米候儀ニ付、五ヶ年ノ後ニ至、米価ハ天然相場へ帰シ、交換米ハ依然トシテ増加致シ御引下ケ無之候得バ、末年永々ノ民患」といひ、「実地收穫適當」なものに変更しな
いかぎり、「決シテ御請難出来」ととなえて、「到ル処人民數百千人官吏ヲ困ミ」、「管下一般騒然トシテ非拳ヲ見
ル事遠キニ在ラザルガ如」き状況を呈しはじめた。のちの「独自」プラン作成の中心人物たる岡田良一郎と青山
宙平が、県令のまねきで、登場するのはこの時点からである。県令は、明治六年佐野郡の大区副長から県令の史
命じた。二人は、各区の代表者數十人を集めて協議し、次のことを県令に建議した。すなわち、「人民は今次の
官の決定を承諾すること、坪刈は明治九年から四年間おこない、五年目に公平な收穫米を基礎として地価を改正
すること、坪刈の実施の細目は民令で協議決定すること」などである。これが「独自」プラン作成への起点であ
る。ここにみられるのは、県と上層豪農層の妥協の姿である。この協定を媒介として、彼らは、中央政府と土地
所有農民との妥協をはかろうとした（原口清前掲論文参照）。

これにたいして、岡山県の場合には、やや趣を異にしていた。そこでは、改租事業は、政府の改租方針に準拠
しながらも、「独自」の計画にもついで推進された。岡山県庁は、地主化した士族である権参事西毅一らがそ
の庁内の実権をにぎり、権少属以上二八名中一八名が岡山県出身の地主豪農層からなっていた。「県庁の役人の
その大部分が村の有力者、仍ち田地田畑に最も深い利害關係を有する者から拔擢された人々」（岡長平『岡山経済
文化史』三三四頁）といわれる所以である。彼等は「田地田畑に最も深い利害關係を有する」立場から、七年一月、
参事石部誠中を上京させ大藏省租税寮に「旧税ノ苛酷此ニ候得、改正検査ノ上ハ大ニ公収ヲ減スルニ至ルハ当然」

といい、「人民申立ノ所得米」を基礎にした「凡式拾万円減額ノ積書」を提出させた。租税頭松方正義はこれを一蹴し、改正事務局長を派遣した。しかし、岡山県庁はその中央の方針を無視して、七年秋から「收穫米地価見込」調査を開始した。そして一月末までに收穫量を調査し、一二月に県下の各区長・惣代を県庁に召集して「各郡各区準拠表」を示して收穫量・地価配賦のための連合会議を開いた。区長・惣代がこの結果を持帰って各村毎の等級に配賦し、一応下からの調査という形式をとのえた。それゆえに、この方式が「下積反米」とよばれるのである。その結果として、七年一月租税寮に提出された「凡式拾万円減額ノ積書」通りの減租となった。こうして、岡山県の「独自」プランは、最初から「参事以下の県官と地主豪農層が一体」となって立案し、中央政府の方針に対抗しつつ実施された（有元・太田前掲稿参照）。

筑摩県の場合には、また上記二県とは趣を異にしていた。ここでは、六年九月に県庁が中央政府の地価算定検査例則に準拠しながらも、地価決定諸因子とりわけ種肥代一五％・小作料率六八％という規定が画一的でしかも非現実的であるという評価にたつて、独自の地位等級（一〜八等）を設定し、それに応じて三七・五％〜五六％の種肥代を考慮し、また小作料率も六二・五％〜四四・〇％までの幅をもたせ、したがって国家取分も二二・一％〜一五・六％とする独自の方針を立案した（第二表）。この独自案による一等田を検査例第二則を適用して計算したものと比較してみれば、その地価額において二円二〇銭の差が、地租額においては六三銭六厘、村人費をふくめての国家取分では八四銭六厘というひらきがある。この場合、検査例第二則の適用において、米価は、県方針とひとしく石当り三円として計算したものであり、もし政府査定の改租米価五円二二銭で換算すれば、県方針と検査例則とでは、地価および国家取分においてより大きな差額が生ずることになる。しかし、この県方針

第2表 県方針による地価及び取分比較表

地 位 級	取 量	種肥代	小 作 料		地 価	取 分 比		
			米	%		国 家	地 主	小 作
1	石 2.40	% 37.5	石 1.50	% 62.5	円 40	% 22.1	% 40.4	% 37.5
2	2.25	40.0	1.35	60.0	36	21.0	39.0	40.0
3	2.09	42.6	1.20	57.4	32	20.4	37.0	42.6
4	1.92	45.4	1.05	54.6	28	19.4	35.2	45.4
5	1.75	48.5	0.90	51.5	24	18.6	32.9	48.5
6	1.50	50.0	0.75	50.0	20	17.5	32.5	50.0
7	1.36	56.0	0.60	44.0	16	15.6	28.4	56.0
8	0.90	50.0	0.45	50.0	12	(17.5)	(32.5)	50.0
検査例 第二則	石 2.40	% 15.0	石 16.3	% 68.0	円 61.20	% 34.0	% 34.0	% 32.0

- (註) (1) 米価は石当り3円, 利率率は0.0725
 (2) 検査例第二則は一等田に適用したもの
 (3) 青山秀彦「歴史評論」論文より作成

は、六年十月大蔵省によって廃棄を命じられ、七年三月に県当局は、指令にもとづいて、検査例第二則による地価算定に着手した。だが、それは、地主小作関係が農業構造を規定する生産関係として展開しておらず、また、検査例則適用にたいする土地所有農民の反抗にあつて、県庁は、その六月に自作地方式Ⅱ検査例第一則にもとづく地価算定へと方針を転換した。この方針転換のなかで、県当局は検査例第一則の規定する種肥代一五%一律案が「理屈ツメニシテ真ノ活法ニ非」ざるものといひ、「現実費ヤス種肥料ヲ控除シ全ク露出スル実益ニ就キ検査方法ノ参酌宜ク中正ヲ得テ調査ノ準拠」を設定すべきであると考へた。こうした考へ方にたいして、大蔵省は、あくまで、「地方官心得書ノ例規ニ抛リ取調可申事」(七年九月二五日付、指令)という指令を発したが、県当局は、現実に適應する種肥代割引法をつらぬこうとする。七年一月二〇日に、県下に布告された「田畑割引法」がそれである。

その内容の主なものは次の通りである。

一、田耆反歩 但シ坪ニ付耆升

收穫米三石

内 九斗種肥手間代引 但三分引 残式石耆斗

地価 六拾三円六拾四錢 但シ残米ヲ三三ニテ割ハ地価出ル

一、十五等以下等外ノ事

割引ハ等外タリトモ六五厘之事

一、石代ハ耆円ニ付米三斗ニ替ル

利子七分

一、村費ハ地価百分之一見做事

一、收穫米耆升以上ハ上等外之事

但割引ハ三分引之事

(森家所藏文書)

みられるように、地位等級を十五等に分ち、種肥代を三〇ノ六五%、利子率を七分と見積つて地価を算定しようというのである。この「割引法」による地価と検査例第一則を適用した場合の地価とを対比すれば、第三表から明らかなように、地価実額のうえで一四円九五錢ノ二四円九五錢安く、その比率は実に六三・五%ノ二五・一%となっている。こうしたひらきは、田位が劣悪になるほどはなはだしくなっている。というのは、検査例則が種肥代を一定化しているのにたいして、「田畑割引法」は、藍・桑・煙草等の畑作経営や二毛作田においては「種肥

第3表 地価比較表 (田)

地 位 級	反 当 量	種肥代 %	「割引法」 地価(A)	検査例 第1則 地価(B)	差 額		県(6.9) 方針の 地価(C)	差 額	
					B-A	B-A B		A-C	A-C A
1	石 3.00	% 30.0	円 63.63	円 85.00	円 21.37	% 25.1			
2	2.85	32.5	58.30	80.75	22.45	27.8			
3	2.70	35.0	53.18	76.50	23.32	30.4			
4	2.55	37.5	48.30	72.25	24.95	33.1			
5	2.40	40.0	43.63	68.00	24.37	35.8	円 40.00	円 3.63	% 8.31
6	2.25	42.5	39.20	63.75	24.55	38.5	36.00	3.20	8.19
7	2.10	45.0	35.00	59.50	24.50	41.1	32.00	3.00	8.58
8	1.95	47.5	31.02	55.25	24.23	43.8	28.00	3.02	9.74
9	1.80	50.0	27.27	51.00	23.73	46.5	24.00	3.27	11.90
10	1.65	52.5	23.75	46.25	22.50	48.6			
11	1.50	55.0	20.45	42.50	22.05	51.8	20.00	0.45	0.22
12	1.35	57.5	17.39	38.25	20.86	54.5	16.00	1.39	8.00
13	1.20	60.0	15.15	34.00	18.85	57.2			
14	1.05	62.5	11.93	29.25	17.32	59.2			
15	0.90	65.0	9.55	25.50	14.95	62.5	12.00	—	—

(註) 森家文書および青山・「歴評」論文・「地方史研究」論文より作成

ノ「失費」が「夥多」であり、また劣等地になればなるほど、その「失費」が多いという現実の生産条件を基準にしてみると、六、七年九月の県方針にもとづく地価よりも高くなっている。このひらきは、石代相場を三円から三円三三銭に評価替えし、また利子率を〇・〇七二五から〇・〇七としたことにもとづく。それにしても、県庁の六年九月の方針と七年一月の「割引法」との間には、いくつかの重要な共通点が見いだされる。まず、第一に、再生産費を重視していること。そのために、県方針は、中央政府の改租方針に地価算定方式とは対立している。第二に、米価を実際の市場価格(六年一月〇月三三九銭、七年四月五五二銭、七年一月六六)より低く評価していること。この二つのことからは、地価決定における重要な因子であり、それが額面通りに実施されたとすれ

ば、土地所有者にとっては、政府の検査例則よりも、はるかに有利な地租Ⅱ地価査定となったであろう。こうして、二つの県方針は、いずれも、国家取分を犠牲にすることによって、農業再生産を保全しようとするものであったといつてよい。

では、筑摩県当局はなぜこのような一見農民的地租改正を実施しようとしたのであろうか。そこには、いまいったような外見上進歩的なプランを作成せざるをえない諸契機があった。というのはこうである。五年三月、県当局は、八月完了を目標として地券附与の方針を県内に布達した。それにたいして、地券取調附属であった窪田畔夫（東筑摩郡和田村戸町）は、上条四郎五郎（同郡南新村戸長）・荻原次郎太郎（同郡蘇我村戸長）ら戸長層とともに、その五月に、土地税制改革案を提起した。「国ヲ富シ礎ヲ固フスルハ租則ヲ正シ私利ヲ制シ人心ヲシテ協和セシムルニ因ル、夫租則正シカラサレハ小民産ヲ立ル難シ、私利ヲ制セサレハ富民兼併ノ害アリ」——小商品生産農民こそ富国の基礎であり、それゆえに、租税体系はかかる小農民の自律的發展を阻害するものであつてはならない。これが土地税制改革案の基本理念であつた。ここには、封建的土地所有Ⅱ封建貢租にたいする強烈な批判精神がたらぬいてるばかりでなく、法外な高利や小作料に寄生しつつ致富しようとする「富民」にたいする怒りがこめられている。この批判精神の立脚点は、小農民の再生産Ⅱ蓄積条件の獲得にほかならなかつた。そのことは、彼等の次のような具体的要求から容易に理解されうるであらう。「佃戸ヨリ地主エ納ル小作年貢ノ穀高ヲ詳密ニシ、地主自耕ノ田モ地積ヲ量リ皆準シテ其佃米ヲ定ム、是ヲ以テ租税ノ大根拠トシ」、「此佃米ヨリ何分ノ一ヲ出シ公納スルヲ以テ天下ノ御法」とせよといい、その公納は小作料の四分の一Ⅱ收穫量の八分の一、小作人取分は八分の四にすべきだと提議した。小作地Ⅱ小作料を貢租基準に求めるとき、この改革論者たちは小作

経営の確立が農業再生産の基抵であるにとらえていたからにはかならない。すなわち、小作料の最高限を規制することによって、寄生地主の収奪を制限し、小作農民の再生産を可能にさせ、そしてそれを基準にすることによって自立的自作農民経営を安定させるというのである。だから、「富戸ハ数百頃ヲ兼併シ貧戸ハ立錫ノ地ナク苦楽ノ相反スル」現状を批判し、「耕田ヲ総計シ人口丁壯ニ依ツテ適宜ニ之ヲ分課」し「窮民婦耕」を実現することが国家の緊急課題だともいうのである。国家取分一二・五%、地主取分三七・五%、小作人取分五〇%、したがって自作取分八七・五%という取分比率は、上のような意味でまさに農民的改革綱領であったということが出来る。そこには、勿論、国家権力そのものを革命的に変革しようとする志向はみられない。たとえ、その改革論者たち、たとえば、その一人窪田畔夫が、八年七月六日の地方官会議で民会開設の件が不問に付され葬り去られようとしたとき、十三県二十六人の傍聴者とともに民会開設要求を建白したことからわかるように、民会開設要求派であり、改革案実現を為政者の行政的措置に委任することだけを考へなかつたとしても、権力変革的政治理論とその指導的階級としてのブルジョアジーが未成熟なこの時期に、ブルジョア革命＝農民的農業革命を期待することはできない。それにしても、この改革案は、旧来の封建貢租を全国的に統一・継承することによって、天皇制国家の財政的基礎を確立しようとする租税体系の創出にたいしては、真向から対立するものであった。形成途上の天皇制国家のほとんど唯一の財政的基礎が地租であり、それゆえにその地租が実質的には全政策体系の基軸をなしていたこの時点で、国家取分を一二・五%に規制せよという要求は、つまるところ、天皇制国家の形成と全政策体系の再検討を迫ることにもなる。そして逆に直接生産者は五〇%ないし八七・五%の取分によって再生産ないし蓄積条件を確保し、封建地代や恣意にもとづく高額貢租から解放された自由な独立自営農民として

自己を再生することになる。この税制改革案がそのまま体制的に実現されたと仮定すれば、直接生産者は、封建的土地所有もしくは半封建的収奪体系に絶対主義的地租から解放されたであろう。その意味で、この改革案は、幕末・維新期の農民闘争が本能的に追求してきた萌芽的土地革命をより体系化したものといえることができる。だが、この改革案は実現されなかった。しかし、彼等はけっして自己の抱懐する理念を放棄しはしなかった。六年九月の県方針にもとづく改租実施過程で、末端機関に就いた彼等は、「地代価之儀者收穫ト小作米ト之多寡ニ依而出ル」べきだといひ、現実の再生産条件に適合的な再生産費の計上を主張した。その後、七年六月、県当局が自作地方式に改め、一月に「田畑割引法」を作成する直前の八月に、彼等は、「收穫地価之真正ヲ調得候之方法」を提議し、検査例則の公式的適用を排して「種肥手間代并村費等之割引至当一定有之度」、また利子も現実に適した「至当」のものであるべきだと主張した。彼等のこうした主張の背景には、「去壬申年八月始テ地券取調方被仰出確乎タル方法ハ素ヨリ被建置候事ニ候得共其後御模様替等ニ候末下民困却雜費不知幾何」、そのため農民の動搖がはげしくなり、「正副戸長一般倦勞ニ苦ミ乍悲紛擾競々終ニ失民心」という事態が進行していた。県の「独自の」改租方針は、以上のべてきたように、土地所有農民の再三にわたる要求にたいする妥協の産物にほかならなかつた（青山秀彦前掲稿参照）。

三県の分析から、各地に作成されたと思われる、いわゆる独自プランの作成の契機と作成主体は、ほぼ明らかになったと考える。そこで、概括的に整理すれば、次のようにいうことができるであろう。すなわち、「独自」プランの直接の作成者は、県庁の担当官（筑摩・岡山）であるか、あるいは、県庁の依頼をうけた地主豪農層であった（浜松県）。だが、浜松県の場合には、その地主豪農層は、「独自」プランの作成段階においては、県庁側

の要請する収拾策としてであったことに注目しなければならない。この作成の契機は背景になっているのは、浜松県の場合に典型的にみられるように、耕作農民の改租事業の一応の結末にたいするはげしい抗議であり、また、筑摩県で知られるように、独立自営農民化への道を閉ざそうとする改革にたいする抵抗であった。改租事務機構の末端に位置する区戸長・改租総代人は地主豪農層が、この耕作農民層の意向を県当局にむけて媒介した。「独自」プランは、こうして形成されたのである。

ところで、問題は、これらのいわゆる「独自」プランの實質的内容にある。この「独自」プランについて、原口氏は「人民的改租プラン」といい、有元、太田氏は「農民的地主的プラン」と規定し、また青山氏は「農民的地価算定案」と表現する。その表現にはややニュアンスのちがいはあるが、基本的には農民的改革案としてとらえる点で三氏は共通している。そして、三氏はともに、それが政府の改租プランと基本的・階級的に対立すると規定する。では、果してそう規定できるであろうか。

三県の改租プランの基調をなすものは、現実の再生産構造に立脚した地価は地租額でなければならないということであった。

浜松県の改租プランの根幹をなす「見様方法」とは、次のような内容のものであった。土地の肥瘠および耕耘の便否に応じて地位等級を定め、「種肥労力ノ料ヲ分析」し、さらに生糞から干減二割と種肥代一五%のほかに培養料として一率三斗四升（ \approx 一七%）を差引き、また米価も天竜川によって県内を二分し東西九ヶ所の市場価格を基準とする、というのである。この見様方法は、たとえば、「種肥料」は劣等地ほど多投しなければならなかったため一五%一率では「下等ニ至テハ種肥甚不足」し、また労働力についても「中等以下ハ一反ニ付六十人夫ヲ

要シ、上等ハ一反三十人夫ヲ要」という農業生産の実態把握に立つて組み立てられたものである。こうして算出された五二%の再生産費は、政府の改租結果よりも、土地所有農民の経営をいくらか安定さすのに役立つはずであった。だが、さきにいったように、この「見様方法」は、五年後に再調査を行う場合の方法として提起されており、当面の地租の重圧を直ちに排除するためのものではなかった。事態は、もはや、そうした悠長な方法を許さなくなっていた。中下層の農民層は、「是迄米穀ヲ以テ石上納致シ候而宜敷村方ニ而、金納ニ致候得ハ千五百石余ノ米ヲ売却致シ上納ニ相充候……交換増米此儘打過候半ハ、四ケ年ヲ俟ス亡村ニ相成候」というせっぱつまった状況におい込まれていた。五年後の「見様方法」の実施は、すでに「亡村」の後にあたる。耕作農民は、平均米価五円六七錢を五円五錢に低く評価し、代りに平均反米一石二斗三升余を一石四斗余につり上げるこゝとによって高地価を査定した中央政府に低く評価し、代りに平均反米一石二斗三升余を一石四斗余につり上げるこゝとする地主豪農層の妥協性に業をにやしていた。そして、「米金交換」の取消しと、「見様方法」による「再査」の即時実施を要求していた耕作農民は、この要求が実現されないかぎりには、「未成頓ノ改租」とみなし、「旧租」の「幾分」かしか納めないという闘争をつみ重ねていた。それは、八年・九年の両年度で一万五千円の滞納金として現われた。「見様方法」は、現実の耕作農民の要求とは、ほど遠いものであった。そればかりではない。「見様方法」それ自体の内容は、原口氏が指摘されているように、「実地ニ因リ成法ヲ酌ム」という地租改正条例とりわけ検査例則の範囲内で作成されたものであり、合法の枠内をでるものではなかった。

岡山県のいわゆる「独自プラン」も、さきに述べたように、「下積反米」方式によって特徴づけられる。その改正調査法は、その形式の上で政府方針を踏襲している。ただ異なるところは、土地丈量が六尺三寸竿（中央指令は

六尺一寸等)であり、利子率が自作地五分八〇九厘・小作地三分八〇九厘である、という二点である。そして、反米調査の結果、県庁は、平均反収一石一斗と計上した。この一石一斗の平均反収は、「村々ヨリ一畦畔ノ收穫地面申出サセ調査數回ニ及ヒシ」結果ひきだされたものであり、それゆえに、「耕作ノ難易、運輸ノ便否、水旱ノ多寡」等々の再生産条件を考慮したものである。しかし、このことは、けっして、「独自」プランの農民的性格を意味するものではない。なぜなら、「收穫米地佃見込」額が少ければ少いほど、それはたしかに、直接生産農民にとって有利であるにはちがいないが、同時に、プラン作成主体たる地主層の所得増加の根拠ともなるからである。いずれにせよ、ここでの「独自」プランは、浜松県の五二%の生産費を軸にした独自プランと比較するとき、プランそのものとしての積極性をそれほどハッキリ見いだすことはできない。だからこそ、約二〇万円(旧総地租額の二八、四%)の減租案が八年三月中央政府によって拒否されるや、県庁は中央政府主張の一石六斗六升案に譲歩した一石四斗の「精査反米」案で政府と交渉をはじめたともいえるのである。対立は、收穫高の一点にしぼられ、再生産費や取分比率はまったく問題にされてはいない。こうした県当局の無原則的妥協性にたいして、農民側を代表する惣代たちは、「下積一応各村公平調査致居申義ニ幾分之増員可致旨趣無之」と反撃し、批判した。これにたいして、県庁は、この惣代たる区戸長に地佃の「確定之見込モ無之徒ニ時日ヲ過シ候而ハ不相濟候」と県案の承諾をせまり、野崎万三郎をして県庁と区戸長との調停にあたらせた。もし、中央政府が県庁の「精査反米」に承諾をあたえたとしたら、県庁と中央政府との対立は終焉するはずであった。そして県庁は中央政府と直接生産者層とのむきだし対立・抗争が顕現するはずであった。こうみえてくると、「独自」プランの内容容は一層ハッキリするであろう。そこに、有元・太田氏が規定される「絶対主義的政府プラン」に「基本的に対

抗」する「優れて農民的・地主的地租改正プラン」としての变革性を見ようとすることは無理なようである。

筑摩県の「独自」プランは、さきにややくわしく検討した。そこで見出すことのできる特質は、六年九月および七年二月の二つの県庁案がともかくにも農民の利害関係を他県の場合よりも強く反映しているということである。土地の豊饒度に応じた「種肥代」＝小作人取分（三〇）（六五）―七年一月「田畑割引法」の設定は、種肥代一五％・小作人取分三三％の中央政府プランと比較するとき、現実の再生産条件により適合していた。農民がそれを「尤も適当ノ方法」として歓迎したのもそのためである。だが問題は、農業の再生産構造に適合的とみえるこの「田畑割引法」が実際にどのように適用されたかという機能の側面にある。けだし形式と内容とがつねに一致しているならば、分析はもはや不要だからである。そこで、いくつかの農民側文書からその不一致を明らかにしてみよう。九年一月、下伊那郡地租改正一揆の先頭をきった上郷村は戸長北原信綱外五名の連署で「地価引直し歎願書」を長野県（筑摩県の信州側は九年九月長野県に合併）権令檜崎直寛に提出した（森家文書）。その一節にはこう述べている。

（前略）旧来ノ錯雜偏重偏輕ノ貢租ヲシテ実地公平ナル地租ニ改正シ、而シテ証券ヲ与へ、以テ全ク人民ノ所有物ナラシメ旧貢租ヲ廢シ、地価百分ノ三ヲ貢納セシムル公平之典タルヲ奉戴シ、実地検査ノ命出ルヤ（六年九月の県方針のこと）、日夜起臥ヲ忘レ、丈量及地味ノ沃瘠を検シ、而シテ其調査ニ至テハ、県官ノ御指揮ニ随ヒ、獲ル所ノ米菽ヲ積立シ、一度上申スルニ、御仕方御改革（七年一月の「田畑割引法」のこと）ニヨリ、種子代并ニ培養ノ資金トシテ田畑共其等ニ随ヒ、漸次歩増ヲ附シ、割引ノ法ヲ設ケ地価ヲ出ス、尤も適当ノ方法ト一同承諾、則チ其等級ニ応シ、例へハ、一等ニシテ耄反歩収穫三石、此内右割引百分ノ三十三割則チヲ引ク、其以下之

ニ準シ、皆一等毎ニ式分五厘落ヲ以テ法ト定ム、然リ而シテ其方法ヲ以テ地価ヲ出ス時ハ右割引ノ為ニ何分方今相応ノ代価ヲ生ゼズ、故ニ無実ノ收穫ヲ附シ、而シテ適當ノ実績ヲ生シ精算ヲ遂ケ、昨八年三月迄ニ上申ス。……然ル処同年六月ニ至リ、飯田旧支庁(筑摩県飯田支庁のこと)ヨリ御口達ノ御旨趣ハ、今般大藏省ヨリ收穫引并ニ利子積リノ方法改正ノ布告ニヨリ、更ニ其方法ニ倣ヒ改正致ス可クノ旨仰付ラレ……一同愕然深ク歎願ナスト雖モ御納得ナク、猶其節ノ御説論ニハ、本県筑摩郡浅間山部・諏訪郡金子村辺ハ上等ノ段ニ至テハ百四十円ニモ及ヘリ、殊ニ当郡該村ノ如キハ管内上等ノ地味ナル可クト聊ノ沃地ヲ全村同一ノモノト御見倣、恐ラクハ抑庄ニ等シキ御仰ニテ、終ニ管内一等地味ニ擢撰セラル……先ニ上申スル割引ノ為メニ出シタル無実ノ收穫ヲ其儘据置キ、前条御鑑定ノ全額ヲ賦課セラレ、各種ノ等級ニ分配シ、粗計算出来ノ期ニ方リ、銘々実価若干ヲ覘フニ豈料ンヤ増加ノ巨大ナル驚可ク。(後略)

この引用文は、県庁案にもとづく改租が、具体的にどのような実施されたかを端的に述べている。ここで注意に値するのは、田畑割引法にもとづく算定地価は、現実の売買地価といちぢるしく相違していたという点である。この引用文によると、算定地価を現実の地価に近づけるために、「無実ノ收穫」を農民側が主体的に附加したように受取れる。だが、事實はそうではなかった。県庁は、すでに地価のひらきを見越していたため、「割引法ヲ以地価ヲ起算シ之レヲ定則ト致スカラハ收穫ハ精々増石スヘシ、若シ心得違ニテ低価ニ附ストキハ地所買上ケ規則ニ照シ処分スル」という「厭倒」をした。そこで農民たちは「無抛実地揚ラサル無根の收穫ヲ起積シ地引帳上申」したというのである(明治十四年七月廿九日大藏省書記官岩倉具経宛上申書。松尾支所々藏文書)。「無根ノ收穫」附加は、みられるように、けつして農民の自主的な意志によってではなく、脅迫にもとづくものであった。「田畑

「割引法」の「農民的地価算定案」の外見は、その実施過程で見事に本性を暴露した。県庁の「田畑割引法」の事実上の放棄は、旧貢租額の継承を基本的につらぬこうとする中央政策の改租方針を基本的前提としていたことにもとづく。これを不動の前提としながらも、なお土地税制改革案やさきに述べた七年八月の「収穫地価之真正ヲ調得候之方法」という農民的改革綱領を形式上その県案に盛り込むことは絶対矛盾であった。この絶対矛盾は、「虚収穫」を附加せよという強圧を必然的に生み出すことにもなったのである。こうみてくると、わたしが旧稿でいった「この布令（田畑割引法）のことは、少くとも個別経営を充実してゆこうと願う耕作農民にとつては、まさに慈爾の思いであった。ところが考えてみれば、それは地価再調整を円滑に推進するための布石であったと思われる」（自由民権運動と農民一揆）人文学報Ⅶ昭和三十二年三月）という規定の仕方が、青山氏の「農民的地価算定案と評価する」という見方よりも、より事実適合的であると思われる。

わたしは、三氏の綿密な考証に依拠しながら、やや詳細に三県のいわゆる「独自」プランを分析してきた。以上のことから、いわゆる「独自」プランについて一応つぎのように総括することができるであろう。すなわち、①「独自」プラン作成の時点はだいたい改租過程と重なっており、その作成の背景には、政府の改租方針が生産条件を無視して作成されていたことにたいする、農民の蜂起もしくは蠢動が存在していた。いかえると、再生産Ⅱ蓄積条件の確立を要求する農民層の動向が、「独自」プラン作成の決定的要因として作用していた。

②その「独自」プランの作成者は、県庁そのものであったり、あるいは県庁と直接生産農民を仲介する地主豪農層であった。しかし、県庁が作成者であった場合にも、そこには地主豪農層が作成者として、あるいは建議者として介在していた。したがって、「独自」プラン作成の直接・間接の関与者は地主豪農層であった。その地主豪

農層は、一方では改租事務機関の末端に村吏もしくは総代人として位置してはいたが、他方では同時に、彼自身土地所有者として直接的生産過程にある土地所有農民と利害を一にしていた。この直接生産農民の利害は、したがって地主豪農層によって代表されていた。勿論、その地主豪農層が県庁という官僚機構の一員として存在している（岡山）か、地主小作関係に生活過程の基礎をおきつつある（浜松）か、あるいは直接的生産過程により密着している（筑摩）かという存在形態に規定されて、直接生産農民の利害との結びつきようは一樣ではなく、したがって「独自」プラン作成にたいする対応の仕方も異っていた。

③「独自」プランは、直接・間接に地主豪農層を関与者とすることによって、「理屈ツメニシテ直ノ活法ニ非」ざる政府プランよりも、より現実の生産条件に適合的な形式をそなえていた。県庁がそういうプランを作成するか承認せざるをえなかったのは、末端機関をあく区戸長層や改租総代人の意向を全く無視しては、改租それ自体が進捗しないという改租事務機構のあり方に強く作用されている。しかし、同時に、地主豪農層とりわけ直接生産農民が自らの手で「独自」プランを作成し政府プランに對置しえなかったところに基本的問題がひそんでいる。本来的に孤立分散的な小商品生産農民にそのことを期待することができない以上、この独自プランは土地所有者の諸要求にある程度譲歩するという仕方では、またその程度でしか作成されないのは必然のなりゆきである。

④「独自」プランが、県庁の公式的なものか半公式のものであるということが、その歴史的な性格を規定する。つまり、「独自」プランがそうした体裁をとったことによって、現実には政府プランと農民的要求とを調和しようとする性格をもち、県庁が絶対主義官僚機構の地方部にあたるかぎり、それは究極的には中央に回帰し、その

ためにプランそのものも廃棄されざるをえないということである。もっとも急進的にみえる筑摩県のその末路が象徴的である。そして、いずれの場合にも、政府にたいする石代相場ないし地価改訂をめぐる現実の闘争は、県庁という機関ではなくて、地主・豪農層・一般農民層によって進められるということが、直接の作成者＝県庁したがっていわゆる「独自」プランの限界を露呈する。

いわゆる「独自」プランが外見的にいかに急進的なものであったとしても、本質的には右に規定したように体制内の改良主義的性格しかもってはいなかった。それは、検査例則に基本的には照応し、米価および種肥代を手直しするという「独自」プランの地価算定方式からいいうることである。なぜなら、大石嘉一郎氏のいわれるように、「地租改正法はずでにその形式にその内容の本質を表現していた」からである（「地租改正をめぐる問題点」―土地制度史学第一号四九頁）。

だが、「独自」プランが公式・半公式を問わず多様な農民闘争の一応の成果であり、それが政府プランよりもより現実適合的なものであったかぎり、土地所有農民の喝望を部分的に満しうるものであった。にもかかわらず、それが完全に葬り去られることによって、土地所有農民は、必然的に中央政府と正面から対抗せざるをえなくなってくる。地主豪農層と農民との提携・統一は、基本的には地租軽減＝取分確保を共通項として成立する。つぎにこの点を概括的に検討しよう。

- (1) 北条県については同書中巻一六頁、豊岡県については同上書六〇頁、賜置県については同上書七八頁、鳥取県にかんしては九六頁、岐阜県については丹羽弘・前掲稿および同上書六八五頁、愛知県については同上書四二二―三頁参照。

三 改租の結末

「独自」プランは、いまいったように、基本的には体制内における改良主義的性格を共通してもっていた。それにしても、「独自」プランが多く県の県で作成されたということは、幕末・維新以来の農民闘争の成果であった。それは、もはや農業の再生産状況を無視し、無批判的に政府方針を農民におしつけることは、かえって地方行政の遂行に大きな亀裂を招くという官僚的な事態認識の産物であった。

「独自」プランが政府の予定の地租額に収入を多かれ少かれ変更するものであるかぎり、それは政府の全政策体系の貫徹に齟齬をきたすものとして作用する。中央政府がこれら「独自」プランないし「自己先入ノ説」を葬り、政府方針を強制したのはそのためである。このことは、当然、国家取分の犠牲において自己の取分ないし再生産に蓄積条件を確保しようとする全土地所有者の希望を無惨にふみにじった。政府方針が貫徹させられたとき、事態は次のようになった。

○「是迄米穀ヲ以て千石上納致シ而宜敷村方ニ而、金納ニ致候得ハ千五百石余ノ米ヲ売却致シ上納ニ相充……此儘打過候半ハ四ケ年ヲ俟ス亡村ニ相成」〔浜松県―原口清前掲稿所引〕。

○「衆庶却テ一日ヲ安ズル能ハズ、百姓ノ疲弊日一日ヨリ甚シク……家ヲ破リ産ヲ亡シ……天寿ヲ全クセザル者拳テ算フ可カラズ、此皆維新以来貢納ノ科ヲ倍シ、重税厚斂苛酷ヲ極メ……漫リニ民ノ用度ヲ多端ナラシムルニ出ヅ」。「本年（九年）米価現ニ壹円ニ付三斗一升ナルヲ昨年ノ相場壹斗八升ノ割ヲ以テ己ニ六分通り納メントナレバ收穫スル所ノ米穀悉皆売払フニ非サレバ其金ヲ得ガタシ」。「莫大ノ費用ヲ賦課セラレ中等以下農民ニ

至ニテハ概ネ産ヲ破リ家ヲ亡ナイ日々飢寒ノ苦ミニ迫ル」(茨城県―木戸四郎前掲書所引)。

○「地租改正後石代相場ノ儀ハ金五円拾九銭ト法方被仰出有之候処、当今正米直段下落ニテ御法方直ヨリ右ニ付、壹円六拾七銭ツツノ直違損相立候ニ付此上取立方如何トモ心痛仕候……戸数百ノ内九拾戸迄ハ細民ニテ金錢ヲ貯居上納ナス儀ニアラス、悉皆本年地ヨリ取上タル米ヲ売捌キ其金ヲ以テ租税可相納儀ニ候得者、現在壹石ニ付壹円五拾銭余ノ直違損毛相立候テハ五ヶ年ノ事ハ勿論壹ヶ年ノ弁納手段モ無之」。「直違之為メニ身代限り或ハ住家ニ離レ困難ヲナス」(三重県飯野郡―大江志乃夫前掲書所引)。

○「撓日ナク力ヲ耕耘ニ尽スト雖、永ク生産ヲ保ツヘキノ目途ナク、勞シテ功ナキ」(筑摩県伊那郡―森家文書)。

○「地租御改正ニ付被命候租額極メテ其公平当宜ヲ得サルカ為メ実ニ園村殆ント難立行」(山梨県巨摩郡神山村―森家文書)。

等々。これらの断片的に引用した諸文書から知られるように、高地価と米価下落との二重作用のために、全般的に農業経営は破滅し、「亡村」の危険にさらされるに至っている。いまこの事情を示すいくつかの資料をかかげてみよう。

第四表は、筑摩県(長野県)下伊那郡松尾村の明治七年から一二年までの売買地および賃書入地からみた耕地の移動状況を示したものである。この県では、さきに述べたように、八年一二月に改租は一応完了した。八年分は何とか「租額皆納」したが、九年は石当り三円八三銭の相場となり、それは改租基準米価五円二三銭とくらべると一円四〇銭ものひらきであった。そこで九年度は「七分通上納」しかできない状況となり、一一年も同じような状態がつづいた。耕地移動状況はこうした背景を考慮したうえで検討する必要がある。さて、第四表による

第4表 耕地移動状況 (長野県下伊那郡松尾村)

年次	売 買 地 (A)					質 書 入 地 (B)					計 (A+B)	
	面 積	総耕地の比	地券面金額	金 額	件数	面 積	総耕地の比	地券面金額	金 額	件数	移動面積	総耕地の比
明治7年	36.124	0.86%	2,463.511	2,029.980	31	98.125	2.34%	522.160	4,261.886	61	134.319	3.20%
〃 9年	59.611	1.42%	3,137.294	2,731.900	36	129.316	3.05%	1,000.680	7,681.660	74	188.927	4.47%
〃 10年	70.001	1.67%	4,156.336	3,551.570	41	248.326	5.95%	1,694.432	12,126.427	106	318.327	7.62%
〃 11年	94.904	2.16%	5,040.639	3,905.753	78	294.623	7.05%	17,816.289	13,388.417	156	389.528	9.21%
〃 12年	28.918	0.69%	1,862.655	2,135.478	27	205.021	4.90%	14,791.297	10,787.000	71	234.009	5.59%
計	289.628	6.92%	16,660.435	14,354.731	214	975.621	23.32%	64,780.206	48,245.392	468	1,265.319	30.24%

(註) 1. 総耕地面積は明治11年再丈量の4183反427を基準とす。
 2. 資料は松尾支所々蔵文書。

と、一二年の米価急騰の年を別とすれば、七年から一一年にかけて、売買地・質書入地ともに急増していることが知られる。すなわち、売買地についてみれば、七年の総耕地にたいする〇・八六%にしかすぎなかったものが一〇年にはそのほぼ二倍〇・六七%、一一年には二・五倍強〇・一六%と急増化の傾向を示している。その一件あたりの耕地面積も七年一反三畝余・九年一反八畝余・一〇年一反七畝余・一一年一反二畝余というように増大しており、従ってこのことは借金の分布が次第に中農層以上にひろがりをはじめていることを示唆する。そしてこのことは第五表からも事実として確認できるのである。さらに、質書入は、売買地の場合よりもより顕著に右の諸傾向を示している。すなわち、七年を基準にとれば、一〇年は二・五倍強〇・九五%、一一年は三倍強〇・七〇%、一二年においても約二・一倍〇・九%という質書入のはげしさを示している。そればかりではない。質書入においては、一件あたりの平均面積は七年一反六畝、九年一反八畝、一〇年二反四畝、一一年一反九畝、一二年二反九畝というように売買地のそれよりはるかに広くなっている。このことは、売

買地の場合よりも質書入地の方がより規模の大きな農民層の間に行われていたことを意味する。質書入は売買そのものではなく、したがってこの両者は本来的には区別さるべきである。しかし、質書入が土地所有分解の一つの形態をなし、しかも当時においてはむしろ売買よりも支配的な土地移動形態であったことを考えると両者を統一的にとらえても差支えあるまい。とくに、ここでの利貸形態が、当年の全国的傾向である「切金貸月しばり」であり、月一分二厘―一分四厘の高利であったため抵当流れとして土地は移動していった。売買地が地券面金額にたいして売買金額が八六・五%（七年―二年平均）であるのにたいして、質書入地においてはそれが七四・五%にしかすぎなかったことから質書入がいかに不利な条件を背負わされていたか想像されるであろう。不利な条件であるにもかかわらず、あえて質書入という形で苦境を凌がねばならなかったところに、土地所有農民の生産手段へのはげしい執着をよみ取ることができるのである。それはともかく、売買および質書入地形態での土地移動は、七年から一二年の総計では総耕地の実に三〇%以上に及んでいる。改租直後の九年には七年とくらべて急速な土地移動の傾向を示し、一〇年には七年の二・五倍強、一一年にはほぼ二・九倍となり、高米価となった一二年ですら売買地は減少しているが質書入地が多いため一・七倍強という事態がみられるのである。こうした土地移動は、どの階層においてははげしかったのであろうか。第五表はこの点を明らかにするため、九年から一二年にかけての松尾村のうちの烏田耕地の売買地・質書入地を階層別に総計したものである。

第五表は次の諸点を示している。すなわち。①売買地および質書入地つまり移動耕地の総計においては、五反ないし一町層がその階層の所有耕地にたいする比率において他群を圧倒していること。しかし、一―五町層においてもそれぞれの所有耕地面積比において三四%前後を示し、五反以下の階層にあってもこの傾向がみられるこ

第5表 階層別耕地移動(明治9~12年)

所有地 別構成	戸数		12年				売買地(I)				質書入地(II)				計(I+II)	
	12年	16年	(A) 耕地面積	件数	(B) 面積	反 A	(E) に いた る %	件数	(C) 面積	反 C	(F) に いた る %	件数	(D) 面積	反 D	A	%
5町以上	10	10	1,009.414	2	26.819	2.6	12.0	33	121.011	12.0	19.6	35	147.900	14.6		
3~5町	4	6	213.321	5	24.311	11.8	10.9	56	48.401	22.8	7.8	61	72.712	34.6		
1~3	51	52	859.000	21	68.612	8.0	30.8	44	221.409	25.8	35.8	65	290.021	33.8		
0.8~1	15	13	133.420	25	62.001	31.2	18.9	61	46.311	35.0	7.5	86	88.312	66.2		
0.5~0.8	40	42	253.516	29	24.513	9.7	11.0	76	98.721	39.0	16.0	105	123.304	48.7		
0.1~0.5	133	131	289.224	63	31.328	10.8	13.9	78	60.326	20.8	9.8	141	91.724	31.6		
0.1	175	159	61.715	3	5.311	8.6	2.5	14	21.026	34.6	3.5	17	26.407	43.2		
計	428	413	2816.828	128	(E) 223.105	7.9	100	362	(F) 617.415	21.8	100	490	940.520	29.7		

- (註) 1. 松尾村のうち旧島田村のみ(毛質村分を除く)
 2. 戸数のうち無所有は12年=190戸, 10年=205戸
 3. 『地券台帳』より集計(松尾支所々蔵文書)

とである。このことは、概括的にいえば、直接生産過程にたずさわっているすべての耕作農民層にとって金納地租は苛酷な作用をもたらしていることを証明する。②売買地にかんじていえば、八反一町層がその所有耕地面積比から見れば圧倒的に多いが、五反一三町層の自作および自小作農民層において一三町五反歩余が売られており、それは全売買地の六〇%強を占めている。この階層は、職業別構成からみても、別の個所(「豪農民権家の生涯」参照)で述べておいたように、農業を主体とする生産者であり、それゆえに金納地租の重圧がまともに作用した階層であるとみてよい。③質書入地については、五反一三町層のそれは売買地の場合よりもっと明瞭に事態を特徴づけている。この階層の質書入地は全質書入地のほぼ六〇%を占めているばかりでなく、この階層の総耕地の二九%に上っているのである。各階層別にみれば、五反八反層の質書入率が最も高く、八反一町層がそれについている。このことは自作および自小作農家の経営が潰滅的な打撃をこうむりつつあることを物語るものである。そればかりではない。三町五町の富農層にあっては

第6表 Y 家の貸金表

年次	個人貸		仲間貸		村方貸		所有耕地		耕地利用状態		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	所有地	増加地	自作地	小作地	小作人
9年	33	円 656.84	4	円 698.40	2	円 896.00	反 37.924		反 5.412	反 32.512	人 12
10年	27	561.33	11	6,321.50	1	520.80	43.516	反 3.522	6.304	37.212	15
11年	12	356.97	25	11,589.60	—	—	?				
12年	15	432.56	7	1,473.00	1	364.50	69.121	25.605	6.103	63.018	21

(註) Y家「貸金帳」および「年貢取立帳」より作成。

二、三%近くの質書入が行われていることに注目すべきである。このことは地租金納化とその苛重さがこれらの富農経営の順調な発展を阻みつつ、その経営の不安定に危険性を倍加する作用をもっていたことを証明している。

④以上の諸点は、農業収入にその所得の圧倒的部分を依存する階層にあっては、卸売・仲買の商業活動や製糸・紙漉その他の加工工業あるいは小作米取得によって所得の圧倒的部分をまかなう大土地所有者や極少零細土地所有者よりも土地移動がはげしかったことを物語っている。こうして、高額金納地租は、さきに引用したように、直接生産者層にとっては「撓日ナク力ヲ耕耘ニ尽スト雖、永ク生産ヲ保ツヘキノ目途ナク、労シテ功ナキ」事態を招来しつつあった。では、その対極ではどういう過程が進行していたのであろうか。いまその一例として、卸売業を営営するY家をとってみよう。Y家の「貸金」は第六表が示すように、個人・仲間・村方の三項目から構成されている。個人貸とはいうまでもなく個々の農民にたいするものであり、仲間貸とはその貸付人名簿からみて商業活動に従事する人にたいするものであり、村方貸とは部落にたいするものである。部落にたいするものというのは、いうまでもなく納租の必要性にかられた部落の連帯債務を意味し、したがってそれは個人貸と内容的には重なり合っている。こう

みてくると、この貸金の年次の増加傾向と第四表にみられる土地移動の年次の増加傾向とが符合するのは決して偶然ではないことが知られる。米価の低落と高額地租との悪循環的作用が直接生産者を危殆におとし、その直接生産者の窮乏化が日用消費市場を狭隘化させることによって「仲間」Ⅱ小売商人の販売Ⅱ貨幣収入を悪化させる。Y家の貸金傾向はこうした事態の進行を証明している。Y家は、卸売Ⅱ商業資本による利潤を基盤としつつ、それを零細中買・小売商人および窮乏農民にたいする利貸活動資金として動員する。そしてその結果として、中買・小売商人の商業利潤を収奪し、窮乏農民を小作として組織化することによって致富の条件たらしめている。農民層分解に着目していえば、それは質書入を主要部分とする土地移動によって、地主小作関係の形成に向っていた。こうした傾向は、おそらくはY家のみの独自のなものではなく、この村の上層の一般的傾向であり、それは同時にまた全国的な一般的現象ですらあったと考えてよからう。

直接生産者層が金納地租の苛重さとそれを倍加させる米価の下落によって「破産」の危機に直面させられたとき、「永く生産ヲ保ツ」ために敢然と蹶起するのは必然であった。だが、現実の闘争過程はけっしてこれらの直接生産者のみではなく、いわゆる地主豪農層が参加し彼らがむしろ先頭にさえ立っていた。ではなぜ、地主豪農層が先頭に立ったのであろうか。この根拠を明らかにしよう。原口清氏は、かつて地主豪農層が地租改正一揆に蹶起した要因についてこう述べられている――「地租改正において地主が政府に反抗する理由を、改租によって、村方地主個人の経済的利益がおかされたことから説明している場合もみられる。私はある地域において、地主の経済的利益がおかされたことは否定しないが、このこと自体は地主が政府に抵抗するにいたる決定的な理由とは認めない。（中略）彼らの行動は、村区全州の民衆によって規制される要素をつよくもつのであり、彼らは改租事

業に積極的に参加することによって、村区全州での支配的な地位を保つとともに、またその威信を賭けている。とくに押付決定を中心とする政府の強圧に対する場合、彼らは重大な試練に直面する。この場合には多少の自己の経済的利害は問題にはならない。彼らは人民側に立って政府と争うか、政府に屈服して人民を裏切るののである」(前掲稿)。原口氏の見解は大石嘉一郎氏や近藤哲生氏らによって一応の支持を与えられており、地租改正闘争における地主豪農層の動向を理解する上で有力な見解となっている。この原口氏の見解は、闘争をすべて経済的理由に還元する機械主義にたいする批判をふくみつつ、地租改正闘争についてのより合理的な規定の側面をもっている。だが、仔細に検討すれば無条件に認めるわけにはゆかない。というのは、もし原口氏のように地主が闘争に参加する決定的要素を共同体における政治的・社会的な意味合での「支配的な地位を保つ」ところにおき、「民衆によって規制」されつつ立ち上ったと解するなら、このような事態は地租改正闘争ばかりでなく、幕末・維新时期にもひとしく存在していたのである。にもかかわらず、現実には、幕末・維新时期の農民闘争においては、権力側にとって鎮圧の助走者となり、それゆえに攻撃対象となっていた。こう考えると、共同体における「支配的な地位」の確保に決定的要素をみることは必ずしも地租改正闘争の特徴をとらえたことにはならないように思われる。そしてもし、原口氏のようにとらえたとすれば、地租改正闘争の経済的意味は逆にあいまいになりはしないであろうか。「旧租を減じない」ということは、生産力の発展にとり阻止的な要素」であり、「地租の重圧は、民富の発展の大きな障害」となった、そしてこうした内容をもつ地租改正に伴う「明治政府と自作農民の矛盾は、全過程の初めから終りまで一貫する基本的な矛盾であり、村民相互の矛盾・上層地主と一般農民との矛盾・地主と小作人との矛盾・区村相互の矛盾はこれにくらべれば副次的な矛盾となる」―原口氏の混乱はどうや

らこの把握に由来している。基本矛盾は、けつして政府と自作農民だけの間にあつたのではない。恣意的な高額地租の重圧は寄生地主化しつつある土地所有農民にも及んでいた。「豪農巨室従来嘗て版籍ノ齒莽ヲ以テ奇貨ト爲シ而テ伸敵ノ田拔高ノ畑ヲ兼併占有シタリシモノハ、動モスレハ輒今般ノ改正ヲ便トセス。口ヲ一郷ノ公議ニ藉リ、以県官ノ地価過酷ナルコトヲ咨嗟ス」る岐阜県中島・多芸両郡の地主豪農層（『明治初年地租改正基礎資料』中巻六八五頁）や、「小作米千俵有余ヲ納ルモノニシテ尙シ官庁目的スル所ノ反米ヲ肯スルトキハ歳入殆ト其半ヲ減スルヲ以テ終始説論ニ服セス」ついに「首謀者」となつて農民の先頭に立つた三重県員弁郡の木村誓太郎（同上七二二頁）の事例がそれを証明する。このほか、たとえば、

○岡山県……「租額ハ旧定免ニ憑拠スルヲ以テ往々偏重ヲ免カレス、畑租ニ至テハ旧藩中の定額依然タルヲ以テ田租ヨリハ一層偏重ナルモノ多シ、故ニ小作地ニシテ地主ノ所得ナク無代価ニテ地所ヲ他人ニ与フルカ如キモノアリ、而シテ児島郡ノ中興除及ヒ福田ト唱ル兩新田十ヶ村ハ旧税最偏輕ニシテ新租加倍ス云々」（『明治初年地租改正基礎資料』中巻六二二～二頁）。

○福井県……「実地適當ノ收穫ヲ以テ、相当ノ地価ヲ定ムル処ノ土地ト比較スルトキハ、四分五厘ノ重斂ヲ蒙ムル道理ニシテ、寛苛輕重、得テ免ルベカズ、公平画一、決テ望ムベカラス云々」（『杉田鷄山論』三三八頁）。

この断片的引用文が示すように、地租は寄生地主化しつつある大土地所有者にとつても、その度合においては異なつていたにせよ、重圧であることにはちがひがなかつた。

かつて下山三郎氏が、反当收量一・六石、小作利率六八%、地価（平均四六円六一・四錢）、地租（一一円三九・八錢、一〇年減租一一円六五錢）、地方税（八・九年〓四六・六錢、一〇・一一年〓二三・三錢）、全国平均米価を基礎と

して算出された取分比は、次表のようになってゐる。右の諸条件に合致する場合において地主層は地租改正の一応の終了時点において四二・六%一五・一%を確保しえたが、それは一二年以降とくらべると低い取分比になつてゐる。この地主取分比は、六年の検査例則の規定する三四%と比較すれば、たしかに高い。そして、この取分比は、一二年以降のそれが示しているように米価が高騰するにつれて急上昇する可能性をもつていた。その意味では地価の百分の三ないし百分の二・五の地租率の固定化は、生産力の上昇および米価騰貴によって地租の相対的減少をもたらし、地主および自作農民の取分増加を保証するものであつたといつてよい。だが、問題は九年一一年の納租にあつた。第七表は、はたして事実と照応していたのであろうか。一般

第7表 反収米金中の取分比

年次	国家	地主	小作人
8.9年	25.4%	42.6%	32%
10年	20.7	47.3	32
11年	16.9	51.1	32
12年	18.7	49.3	32
13年	10.9	57.1	32
14年	11.6	56.4	32

下山三郎「明治十年代の土地所有関係
をめぐつて」(歴研176号)

的にいへば、地価算出にあつたの米価はいたるところで九一一年の市場価格よりも高価であり、反収量も「無根の増米」を附加された虚収獲によるところが多かつた。したがつて、いたるところで地価は実際よりも高く、地租も国家取分が第七表の示すところより多くなつてゐることが想像される。しかも小作料取取が六八%をこえてゐる地帯は、概して少かつたと思われる。それは改租事業がほとんどの県で検査例第二則(小作方式)によらないで第一則(自作方式)によつたことからもうかがわれる。とすれば、地主取分は現実には、第七表の四二・六%一五・一%には達していなかつたと考えねばならない。次の二つの事例はこのことを立証する。第八表Iは近藤哲夫氏の計算による愛知県東春日井郡一揆の指導者林金兵衛家の取分比に手を加えたものであり、II

第8表I 林家の取分比

年次	国家	地主	小作人
6年	24.4%	23.7%	51.9%
14年	27.8	34.9	37.3

第8表II Y家の取分比

年次	国家	地主	小作人
9年	27.3%	23.1%	49.6%
10年	24.6	25.2	50.2
11年	23.5	27.6	48.9

いては検査例則を基準にとれば地主取分は八・三%低いのにたいして、国家取分は七・六%の低さとなっており、一四年度では第七表にたいして地主取分が二一・五%低いにもかかわらず、国家取分は逆に一六・二%も高いことがわかる。両家の場合の地主取分の低さは、けっして小作人取分が多いことにもとづくのではなく、国家取分が多いことからたらされたものである。というのは、下伊那郡久堅村の明治七年度の調査を表示した第九表から知られるように、現実の生産過程においては種肥代のみで五一・七%、八四・九%を必要とし、これに器具損料や耕耘から収穫までの労働力（田反当およそ二八・四人）等の生産費を加算すれば下等田においては一〇〇%以上となるであろう。種肥代のみで五二・七%から八四・九%を要する経営の実態は、けっして長野県下伊那郡のみの特徴的事態ではなかったであろう。当時の農業生産力段階からみれば、おそらくこの第九表の生産条件は全国的傾向を示すものと思われる。というのは、この四等田の収量を一反歩に換算すれば二・五七石弱

は長野県下伊那郡松尾村Y家のものである。この二つの事例によれば、検査例第二則の地主取分三二%すら保証されてはいないことがわかる。そればかりではなく、下山氏の計算による第七表の地主取分にくらべると、Y家の場合には九年度が一九・五%、一〇年度が一二・一%、一一年度においては実に二三・五%も低い。これに反して国家取分は九年度が一・九%、一〇年度が三・九%、一一年度は六・六%と高くなっている。このことは、林家の場合にも共通している。すなわち、六年度にお

第9表 耕地一筆当り種肥代 (田地—明治7年)

管下等級	一筆面積	(A) 収 獲		(B) 種肥代	B/A
		収米量	価 格		
4	畝 4.14	石 1.1524	円 4.056	円 2.411	% 52.7
5	7.02	1.6960	5.959	3.614	60.6
6	2.05	0.501	1.763	1.030	58.5
8	7.09	1.448	5.096	2.987	58.6
10	3.27	0.702	2.471	2.028	82.2
11	4.28	0.755	2.657	1.871	70.4
12	1.10	0.2028	0.713	0.606	84.9
15	1.08	0.114	0.401	0.322	80.0

青山秀彦「農民的地価算定案」の内容と特質」(地方史研究11巻6号より作成)。

にあたっており、全国平均反収一・三二石のほぼ二倍の生産力を示しているからである。この平均反収に近いのは一二等田であるが、ここでは八四・九%の種肥代が必要となっている。こうした再生産状況を考慮に入れるならば、林家やY家の保証する小作人取分がけっして小作経営を安定させるものではなかったことが知られるであろう。小作経営の潰滅的狀況は、そこでの生産力を停滞させ、小作料収入を停滞させる。そしてこうした農業生産力および小作料収入の停滞的状況は、地租収奪の重圧によってひきおこされているのである。

「豪農巨室」は地価過酷を不満とし、「歳入殆ど其半ヲ減スル」がゆえに地租改正闘争に参加したのであって、けっして共同体内における「支配的な地位」の確保を決定的理由としたのではない。そこには、政府に地租収奪者と被収奪者との経済的対抗に階級矛盾が客観的・規定的条件として存在していたのである。この点をハッキリしておかないと、地主豪農層と農民層とが提携して立ち上った窮極の

要因ばかりでなく、地租改正・反対闘争の歴史の意味も明確にすることはできないであろう。

いづれにせよ、地租改正によって整備され、深化させられた矛盾は、具体的には地主層の取分の減少と直接生産者層の再生産の破壊という形で進行した。地租改正をめぐる闘争は、こうした客観的過程の主体的認識をもとにした行動なのである。それにしても、地主層と自作農民層とは第八表が示唆しているような利害関係の相違があった。このことは、同じ闘争過程に提携しているようにみえても、目ざすところを異にさせる規定的な要因でもあった。

四 反対闘争の歴史的意義

地租改正一揆は、すでにいったように、暴動と歎願との二つの形態に大別されるが、この二つの形態はしばしば一つの闘争のなかではからみ合っていた。暴動としてもっともよく知られている茨城県・三重県の一揆は歎願運動の転化形態であり、歎願運動としての和歌山のそれが典型的に示すように暴動をもなっていた、というふうに。また歎願を主流とする長野県下伊那郡や静岡県遠州地方・愛知県東春日井の一揆ですら改組過程における小暴動の組織化にはかならなかつた。それゆえに、暴動と歎願との形態上のちがいは、地租改正にたいする諸一揆を本質的に区別する何等の指標にもならない。ちがいは、ただ、小暴動を全部的に組織化し、基本的対立物である中央政府⇨国家権力の中枢部にむけて騒起させるだけの指導的階層が耕作農民層に密着していたかどうかにあった。指導的階層の個々人についていえば、彼は小村落共同体をこえて郡的共同体を統制できるほどに経済的・社会的地歩を固めていたことによって、はじめて全部のあるいは多郡的指導者として登場しえたのである。し

第10表 一揆地帯の階層構成

地名	実平均 反収	改租決定 反収	土地所有構成											
			反 ~ 0.1	反 ~3	反 ~7	反 ~15	反 ~20	反 ~30	反 ~40	反 ~70	反 70~			
茨城 <small>県</small> ・那珂 <small>郡</small> ・小瀬木 <small>村</small>	0.86	石?	?	27	47	14	0	1						
福島・岩瀬・塩田	1.20	1.36	?	10	23	75	0	1						
長野・下伊那・松尾	1.45	3.31	175	(-5) 133	(-10) 55		(-50) 51		(-50) 4	(-80) 5	(80~) 5			
福井・坂井・波寄	0.61		24	2	2	12	6	16	(-35) 15	(-70) 15			4	
三重・一志・中原	1.31		136	(-5) 155	(-15) 84		16	14	14	12	13			
愛知・春日井・旧上条	1.38	2.40	?	62	26	32	7	12	5	5	5			

- (註) (1) 実反収は長野ものをのぞき、「明治10年物産表」より算術計算 $\left(\frac{\text{石数}}{\text{反別}}\right)$ による。
- (2) 茨城—木田戸四郎 前掲書、明治9年(?)のもの。
 三重—和崎皓三「伊勢地帯における農業」(『日本農業発達史別巻上』) 明治22年のもの。
 愛知—近藤哲生 前掲稿 明治14年のもの。
 福井—大槻弘「民権政社の展開過程と国会開設請願運動」(大阪経大論集21号) 明治11年のもの。
 福島—庄司吉之助 前掲稿、明治5年の石高階層別を1.2石で換算した推計。

たがって、ここではある程度まで農民層分解—地主小作関係が形成されていた。農民層分解—地主小作関係がきわめて未展開な後進地帯においては、高額金納地租収奪による矛盾は、その他の先進地帯よりも深刻であるにもかかわらず、小村落共同体の相互的閉鎖性のために大規模な地租改正一揆は顕在化しなかった。また、地主小作関係がハッキリ確立され、寄生地主制が支配的な先進地帯においても、これらの地主層を先導するような大規模な一揆の発生する条件は存在しなかった。そして、そこではたとえば島根県那賀郡や岐阜県豊喰村、富山県砺波郡、岡山県浅口郡にみられるような小作料減免や小作権確立の闘争が生起しつつあった。かくして、こう概括することができる。地主層を先頭とする大規模な地租

改正一揆は、農民層分解が進展し地主小作関係が形成されつつあったにせよ、なお自作農民および小作農民のいわゆる自営農民層が圧倒的な比重を占めている中間地帯に頻発している、ということである。第一〇表はこの点を充分に示唆するものといえよう。茨城・福島・二県をのぞけば、他の四つの県のそれぞれの村では七町歩以上の土地所有者が発生し、中小の寄生地主が形成されつつあったし、その対極としての三反歩以下の農民は所有耕地のみでは家計維持が不可能であり、したがって土地所有者との小作関係を、また七反歩以下の農民もおそらくは自作農民としての存在形態をとっていたと思われる。しかし、全体としては、寄生地主的階層が発生しつつあるとはいえ、なお七反歩〜四町歩の中富農層が圧倒的な比重を占めている。こうした農村構造をとる地域が中小の寄生地主を先頭とする地租改正一揆を可能にさせたのである。

地租改正一揆は、寄生地主化しつつある土地所有者と耕作農民とが提携し合い、地主所有者の指導のもとに中央政府にたいする闘いとして展開された。これは、地租改正一揆の形態上の特徴である。この特徴的形態は、いまいったように、自作および自作農民層の部厚い農村構造からもたらされたものである。こうした農村地帯にあっては、寄生地主化しつつある土地所有者といえども、地租の重圧という点にかんしては耕作農民と利害を共通にしていたのである。この利害の共通性が同じ一つの戦列に協同させる基本要因であった。だが、寄生地主化しつつある土地所有者と耕作農民との間での利害の共通性は、この二つの階層における要求をも完全に共通させるといふことにはならない。さきに引用した要求から知られるように、寄生地主化しつつある階層にとっては、地主取分の拡大によって寄生的致富の条件獲得が最大の関心事であり、耕作農民にとっては農民取分Ⅱ再生産費および胚芽的利潤の確保による経営の拡大再生産が究極目標であった。この要求Ⅱ目標の微妙なちがいは、その

行動様式のうへでは決定的なちがいをもたらすのである。

いずれの地租改正一揆においても、共通しているのは次の点である。いわゆる地主豪農層は、ある段階までは中央政府にたいする敵対者として登場するが、中央政府の決然たる態度が明確になるやいなや動揺と妥協がおおいがたくなる、ということである。遠州におけるこの事態については、原口氏があますところなく実証している。そこでは、三度にわたる交換米取消運動にたいして、一〇年九月、県庁を通じて交換米相当金五万余円の三ヶ年分にあたる十五万余円を恩貸金として貸与することを条件に、「猶意ニ充タズトシテ強願スル事アラバ、政府ハ断然之ガ処分ヲ為シ、毫モ寛假セザルベシ」という再願拒否が指令されたとき、運動の先頭にたっていた岡田・青山・大塚をはじめ民会に結集した地主豪農層は政府の命に従うことに同意した。そして彼等は、区戸長として行政機構を通して耕作農民の説得活動にのりだした。このとき、運動の初発で「願意ノ徴セザル幾数年ト雖ドモ、必ズ帰郷セザルヲ自誓」した決意は、雲消霧散していたのである（前掲稿）。岡山県でも事態は同じであった。ここでは、八年一〇月、高崎五六が新県令として着任し、矢つぎ早やに県官更迭を断行したときから動揺と妥協は顕在化した。一応免官処分となった一一一名の県官のうち若干名をのぞいて、県令の命令を遵奉することを誓約してほとんどが復官した。そして彼等は、鬼県令の強圧の荷担者として活動した。最後まで抵抗した児島郡三六・三七大区の物代も県官の集中的な説諭に屈服して、ついにその年の一〇月二十七日、「実ニ難立行情有之大息喟然トシテ答フル不能、稍暫シ沈黙得ト相考候上御請」したのである。いわゆる地主豪農層のこうした妥協への道は忽然としてあらわれたものではなかった。遠州における指導者岡田が、「(官吏)本県收穫ノ不足ヲ責メ、我が輩人民非常ノ刻苦勵精セル結果ト資財ト容易ニ水泡ニ帰セシメントス。……権謀術数ヲ無智ノ民ヲ

欺カント欲ス。其心術豈悪ムベキノ甚ンキニ非ズヤ。官吏ノ頭切ルベキナリ。此言如何。諸君必ズ直チニ立テ肯諾同盟スルナラン。然リト雖ドモ諸君且ツ再慮セヨ。官吏ノ頭切ルベキモ政府斃スベカラズ。僅々数名ノ頭ヲ切テ、一州ノ志士多数ノ命ヲ隕シ、猶且国家ニ涸滴ノ補無クンバ、国家不幸ヲ重ナルモ亦甚大ナラズヤ」といい、五年後の再改正を待つべきだと区戸長・惣代を説得しようとしたときから、いわば予定されたコースであった。国家と政府と官吏とは、彼の場合には別個のものとして把握されている。つまり、国家を歴史的伝統的に不変なものとしてとらえるとき、そこでは論理的必然として変革の志向は否定される。この論理の当然の帰結として、国家のための官吏の補填が容易に求められない現時点では、「官吏ノ頭切ル」べきではない、という妥協の道が選択されてくる。そして、この原理の枠内ですべての行動は仕組まれてゆくのである。こうした行動体系の枠組みは、遠州だけのものではなかった。岡山県も筑摩県も基本的には共通していた。筑摩県下の指導者が「寛太之御憐恤ヲ以行政之御保護只管祝願仕候」というとき、遠州指導者の論理と軌を一にしていた。問題はただ行政措置によって片づけられる。ここでも個々の行政事項の統体をなす絶対君主権は不易のものとして措定されている。このことは、大規模な暴動として知られる三重県の場合にも確認される。大江志乃夫氏は三重一揆を分析したのちこう概括している。ここでの「村方地主」豪農とくに村役人層は「蜂起の当初から……本質的には改良主義的反対派の立場を一步も出なかつた」と。

すでにみてきたように、取分関係と収奪関係のうえにおいては、政府と敵対的矛盾にある地主豪農層が動揺しつつには妥協の先導者として現われるのは、彼らが耕作農民を地主小作関係に編入しつつあり、小作料に寄生しつつあるという経済的地位のみによるものではない。それは決定的な規定的要因ではあるが、唯一の契機ではな

い。彼らが一揆の指導者として歎願運動を組織したその政治意識が、同時に権力を変革すべき対象として認識し、理論化するまでに高昇していなかったことにもよる。地租改正闘争が経済闘争の枠からほとんどふみこえられなかったのはそのためである。それにしても彼らの政治意識の未成熟は彼ら自身の個人的才覚にその責を帰せらるべきではない。それは当年の自生的経済発展段階としては、製糸業や織物業においてはマニユファクチュア経営がようやく展開しつつあったとはいえ、全体としては資本制生産が未成熟であり、ブルジョアジーの階級的結集がないという社会経済構造そのものに規定されていた。

地主豪農層と耕作農民との提携行動は、前者が後者を組織化することによって行なわれた。この組織化は、すでに述べたように改租事務機構に自らの真の代表者を送りこみえなかつた耕作農民層の自発的な抵抗運動を基柢としてのみ行なわれた。そして、統一行動の展開におけるエネルギー源をなしていたのも、この階層であつた。遠州指導者岡田の「願意」貫徹までは再び郷閭をふまないという決心の直接的機縁が「一州人民ハ県庁ノ食言ヲ以テ余カ輩ノ罪ト為シ願意苟モ貫徹スルニ非レバ余カ輩ノ帰郷ヲ許サスト宣言」したことにあつたし、三重県の戸長中川九左衛門が先頭にたつのも彼の配下の農民が「追々家内へ押入、戸ヲ打放、既ニ乱暴之体相見候ニ付、一時遁ノタメ荷担可致旨申聞候処、螺貝可相渡旨強申立候ニ付、不得止相渡為引取候」という経過をふまえてのことであつた。その耕作農民の要求はけつして充分に論理化され、体系化されたものではなかつた。一揆する農民の具体的関心は、総じて、割高な石代米価による代金納をどうして有利に解決するかということであり、地価改訂であり、また学校費・人口費・地券入費等雑税の廃止であつた。それは、「旧例ヲ廃シ新法ヲ設ケ、租税並ニ民費共相増シ、一日モ生ヲ安ンスル能ハス、加之地租改正ノ仰出サレアリ、莫大ノ費用ヲ賦課セラレ」、ために

「中等以下農民ニ至リテハ概ネ産ヲ破リ家ヲ亡ナイ日々飢寒ノ苦ミニ迫」る（真壁郡暴動録―茨城県産業史研究資料第四集六頁）状況においては、耕作農民にとって死活の問題であった。この諸要求は、それ自体をとってみれば、きわめて即物的であり、本能的であった。だが、そこには、例えばさきの土地税制改革案が論理構成した小ブルジョアの富国親が底流をなしていた。「工ハ其職ニ協ヒ農ハ其業ニ逸シ、家ニ奸悪ノ憂無ク聖ニ餓学ノ人無ク、力ヲ開墾ニ委シ、以テ不毛ノ地ナカラシメ、安ニ楽シ天下苦業ヲ俱ニスル」こそ「人民幸福」の具体像であり、そのためには「税額」は「人心同ク然リトスル所ニ出テ、毫モ威權ヲ以テ之ヲ処置シ、小民ヲシテ怨望現嗟スル所アラシム可ラス」（松尾村歎願書）。あくまで「小民」は「自己ノ田ヲ作ラント」欲しているものであり、「敢テ他人ノ田ヲ耕ス」ことを望むのではない（和歌山県那賀郡）。つまり、これら一揆の主体勢力たる耕作農民は、「自己ノ田ヲ作」る自営農民として「其業ニ逸」しようとし、そのために納得のゆく税額Ⅱ胚芽的利潤の一部分ノ納入をのみ要求しているのである。政府が「地券発行ノ上ハ私有地ト見認メ」たことであり、そうだとすれば私的所有を保全することこそ「寛仁大度の明世」の理念でなければならない（松尾村歎願書）。これらの農民的論理のなかに、富国の基柢として農業を指定する「農本主義」をよみとることは容易であろう。

「農本主義」的発想を固定的にとらえ、「農村を中世的・牧歌的な状態にとどめようとする」ものとして理解するとき、それはまさに「資本主義の発達を阻止」する「歴史的には反動的意義」しかもたないというところから帰結する（榊西光速他「日本資本主義の成立」Ⅱ四九九頁）。榊西氏らの農民一揆反動論は、明治政府の諸政策の展開はすべて「資本主義の確立のため」のものとして一義的に規定したのと密接に関連し合っている。氏らの場合、資本主義発展の径路は、ここでは政府主導のものが唯一の道として措定され、二つの道の対抗的發展は否認

される。かくして、農民闘争の「農本主義」的外観は、中世的・牧歌的なものとして上からの資本主義に唯一の資本主義化と対置され、「反動」化させられる。だが、この「農本主義」的発想を現実の社会経済構成に位置づけてみると、それは「反動」的であるどころかきわめて急進的である。一揆の主体的勢力を形成した耕作農民は、すでにみてきたように、加工工業と農業とは未分化のまま結合し、自給部分を多分に残していたとはいえず、その生産物の圧倒的部分が市場に売りだされており、この商品経済の法則によって全生産過程が規制されはじめた。それゆえにこそ、第五表でみられるような、五反歩以下の零細耕地所有者が九年から一二年の間に所有耕地の一〇・五%を売りに出し、二三・二%を質書入するという事態が発生したのである。それはまさに商品経済の法則の浸透を意味している。だが、この商品化は、彼等の兼業とする養蚕や紙漉ばかりでなく、より多く地租金納化による強制的な農産物の換金化によっていたことは否定できない。いいかえると、農産物の商品化は、農業生産力の発展を基礎とすることなしに権力の強制によって急激に促進された。品種改良や金肥導入による農事改良はみられたとしても、労働手段の変革が行なわれない旧態依然たる労働過程構造をとる小農民経営は、自ら商品市場を領導するに足る生産力の発展段階に到達してはいなかった。そうした生産力段階にあったがために、その商品市場は大小の特権的、非特権的商人資本によって掌握され、生産者の商人への従属化・地主小作分解への方向規定をうけたのである。「自己ノ田ヲ作ラント欲スル」耕作農民層は、だからこそ「人心同ク然リトスル」地租を要求し、「其業ニ逸シ」ようと望むのである。ここには、明らかに高額地租↓商人の市場支配↓地主小作関係の形成という一連の発展傾向にたいする痛烈な批判が底流している。三重県における事態は、そのものとも顕著な事例である。そこでは旧度令県管下で典型的にみられるように、農民は「田畠宅位トモニ等下ゲ、石

代之儀取消シ上納之義該年之平均ヲ以上納仕候敷或ハ正米納敷、諸県税廃止」の歎願を県庁宛に提起するとともに、県支庁・師範学校・小学校・扱所・病院などの官施設ばかりでなく「官金并人民ヨリ諸上納県税及賦課金ヲ除ノ外」を取扱う三井銀行支店や「地主ノ小作米取立等ノ事ヲ取扱ウ所ノ私会社」である農社および農社員地主宅を打こわした（大江志乃夫 前掲書一九〇〜一九七頁参照）。この三重暴動は、当年における「農本主義」の極限的狀況を示している。ここには「中世的・牧歌的な状態」への復帰の祈念はみとめがたい。そこには、国家・政商・地主支配たいする無限のにくしみと小商品生産者としての自己保全の熱望がみいだされるだけである。独立自営農民として自己を確立し、その小規模農業を革新し、強化し、確実にし、拡大しようとする要求からでたこの小農民の果敢なたたかいが、どうして「中世的・牧歌的な状態」への復帰なのであるうか。「農民が自由であればあるほど、農奴制度の残存物が農民を圧迫することがすくなくればすくないほど、最後に農民がよりよく土地を保証されていけばいるほど、農民の分解はそれだけはげしく、農村の企業的農業主の階級の形成はそれだけはやく進行する」（レーニン『十九世紀末のロシアにおける農業問題』全集十五卷一三三頁）。

地主豪農層と耕作農民層との提携統一は、いまいった耕作農民層の独立自営農民化への欲求を基柢として成立した。この統一の客観的・規定的要因は、この両階層が国家と特権商人による被収奪者であるという階級的利害関係そのものであった。だが、統一行動という活動そのものは客観的利害関係を認識し、被収奪階級を闘争に組織化する主体的契機を必要とする。地租改正一揆は、すでに指摘しておいたように、幕末・維新时期での一揆のように、けっして自然発生的なものとして一義的に規定してはならない。すでに木戸田四郎氏が包括的に明らかにしたように、幕末・維新时期の農民闘争の主要な形態は地方自治機関や在郷の商人地主層にたいする世直し一

揆であつた。地租改正闘争に参加する地主豪農層もここでは、被攻撃者の側にたつていた。にもかかわらず、その被攻撃者が指導組織者として、いまや地租改正一揆に積極的に登場している。この同一人の異なった立場の客観的条件については、上來しばしば述べてきた。そこには主体的条件の上でも明らかながいを見出すことができる。その主体的条件のちがいが、実は地租改正一揆を単なる自然発生的一揆と異にさせる要素ともなっている。では、主体的条件のちがいは、どのようなことをさすのであろうか。

地租改正諸一揆の資料から、われわれが容易に判読できることは、その多くのものが、当時展開されつつあつた自由民権思想を学び、一揆過程で自由民権派の指導を直接に仰いでいることである。自由民権派の指導を仰いでいる事例としては、長野県下伊那郡や越前坂井郡の一揆があり、また在村の民権論者が指導したものとして和歌山県那賀郡や遠州の闘争をあげることができる。これらの諸闘争は、自由民権論に学び自由民権派と結合した典型的なものであるが、このほか、例えば、愛知県東春井郡の一揆の理論は、自由民権理論にその多くを学んでいる。

長野県下伊那郡の闘争については、かつてくわしく分析しておいたので、詳細はそれにゆずらう（『自由民権運動と農民一揆』京大文学報Ⅶ）。ここでは、農民闘争の指導層がかつて立志社法律研究所々長であつた島本仲道の主宰する北州舎に直接の指導を依頼した。また越前の場合には、過激民権雑誌の代表的なものである『評論新聞』、『采風新聞』に拠つて民権論を展開し、愛国社再興運動の一翼をになつた杉田鶴山が同郷農民の苦境打開のために立ち、立志社の寺田寛・楠目伊那伎がその顧問として闘争を指導した。ここでは、これらの指導者のもとに固く結束しつゝ一五年までねばりつよくたたかわれた。その闘争展開の一段階を劃する一三年二月一七日の越前

七郡連合会結成の激文は、地租改正闘争史上において逸することのできない重要文書である。すなわち、いう。該会ハ何ノ為メニ設ク、地租改正ノ為メニ設クルナリ、夫レ人ノ權利ハ結合ニ因テ保全シ、人ノ幸福ハ親睦ニ縁テ長生ス、今一枝之ヲ折ル可キモ、東ネテ十枝ニ至レバ折リ難ク、一個ノ村凌グ可キモ、合シテ十個ニ至レバ容易ニ圧シガタシ、況ンヤ改租ノ主旨タルヤ、寛苛輕重、其平ヲ得、地ニ厚薄ノ弊ナク、民ニ勞逸ノ偏ナカラシムルヲ要ス、（中略）南越ノ改租ヲ為センヤ臬官ノ見据ニ出デ、七郡四十万ノ人民、殆ンド凍餒饑餓ノ境ニ沈ミタリ。（中略）我輩茲ニ漸憤スル所アリ、郡ニ於テハ各村ノ組合ヲ設ケ、州ニ於テハ各郡ノ連合会ヲ開キ、各郡村共同一致、艱難茲ニ共ニシ、安逸茲ニ同フシ非理ノ為メニハ敢テ其ノ權利ヲ屈セズ公道ノ在ル所ハ一私ノ利害ヲ顧シズ、進ンデ之ヲ拡張シ竟ニ公平正当ノ改租ニ歸シ、之ヲ小ニシテハ一身一家ノ幸福ヲ保全シ、之ヲ大ニシテハ全州闔國ノ富強ノ基ヲ致シ、以テ國民タルノ本分ヲ竭サント欲スルナリ、区々ノ心事、豈ニ他アラシヤ、聞ク我國納租ノ如キ、其重キ万国ニ比倫希レナリト、嗟呼天ノ人類ヲ生ズル、豈ニ親疎ノ別アラシヤ。独リ我日本國民斯ノ重任ヲ負ヒ、卑屈奴隸ノ域ニ沈淪スル茲ニ二千有余歳、豈ニ憾嘆ニ堪ユ可ケンヤ、是レ他ナシ、我輩人民、自主独立ノ氣象無キノ致ス所ナリ、勵メヨヤ我同胞、勉メヨヤ我兄弟（杉田鶴山翁三四七〜八頁）。

この檄文は、地租改正闘争の正当性を「一身一家ノ保全」に求め、その目標を「奴隸」状態からの自己解放にしている。「奴隸」状態から自らを解放し、「一身一家ノ幸福ヲ保全」することは、天賦人種の実現の姿であり、「自主独立ノ氣象」を生む基本条件なのである。こうした条件を獲得するための地価改訂をたたかいたろうというのである。ここに、われわれは、民権が国権伸張の前提として確認されていることを見落してはならない。こ

の七郡連合会結成に先立って、杉田が一二年七月二〇日開校した自郷学舎は、「人間真理ノ在ル所宇内公道ノ存スル所ヲ講究研磨シ以テ固有ノ知識氣力ヲ開長シ、天賦自由ノ權利ヲ恢弘シ社会開明国家富強ノ一助トナサン」という目的をもち、在郷の子弟の教育機関として積極的な活動を開始した。大槻弘氏の詳細な研究によれば、この自郷学舎に学ぶ子弟（舎員は、地租改正反対運動を激烈に展開していた不服村出身者が多かったといわれている）民権政社の展開過程と国会開設請願運動（大阪経大論集二十一号）。七郡連合会は、民権運動のこの在村的潮流（自郷学舎↓自郷社の領導のもとに誕生した。檄に応じて、二月一七日、福井市の本覚寺には七郡の有志無慮一万有余人が参集したといわれている。この一万有余の人々は、それぞれに自己ないしは自村農民の「一身一家ノ幸福ヲ保全」する希望を、この七郡連合会に託したであろう。この参集者の一人一人が、どれほど深く檄文の説く自由民権論を理解し、どこまで自由民権の思想主体として成長していたかは、当面のところ問う必要はない。ここでは、地租改正反対運動のための檄文が、この多くの人々をひきつけ、組織化したことが重要である。地租改正反対運動をたたかおうとする地主豪農層および耕作農民層が、この檄文のもとに結集したとき、運動はすでにみた階層間の要求のちがいを混在させながら、敵対的階級（国家・特権商人資本にたいする連合戦線として展開され、たんなる自然発生的なものから絶縁しつつ意識的な政治闘争への転化の芽をもつに至る）。

規模の点ではやや異なるが、遠州や和歌山県下でも本質的には同じような運動の発展傾向がみられる。たとえば、遠州の指導層を形成したのが民会であり、その闘争の論理が「府県蓋シ普ク民会ヲ不起、政府何ソ早く国会ヲ不開、雖然国会ハ府県会ヨリ始ムベシ、府県会ヲ不起シテ先ツ国会ヲ開カント欲スルハ、山川ヲ一足飛ンデ京師ニ至ルモノ也、（中略）抑モ茨城三重ノ百姓一揆ハ、地租困窮ニ由ルト雖ドモ、県会ナキガ故」であり、「民撰

議院猶蚤シトスルノ論者、禍根ヲ今日ニ養生シタリト言モ未ダ遽カニ寃ヲ訴フルヲ得ベカラザル也」（原口清前掲稿）という点に求められていた。その国会開設論は、国会・県会が開設されていたならば、佐賀・萩・熊本・鹿児島の子族反乱も地租改正一揆もおこらなかつたであろうし、また今後「仏国ノ大変革ノ如キ」もおこらないであろうという理論のうえに構築されていた。ここでは、原口氏のいわれるように、抵抗権・革命権は主張されておらず、また遠州民会の「見様方法」がすでに合法の範囲内のものでしなかつた点から考慮すれば、指導層が「本質的には改良主義的立場」にたっていたことは明らかである。さらにいえば、耕作農民が竹槍蓑旗の道を進らび、「官吏ノ頭切ルベキ」として蜂起しようとするとき、抵抗権・革命権の理論を定立することなく、逆に国家不易論を措定したことを思うとき、遠州指導層の妥協性はハッキリ浮彫されてくる。だが、この「改良主義的立場」は、さきに行ったような当年の社会経済の発展段階したがってまた革命的思想の未成熟という一般的状況からして必然の帰結であつた。革命権・抵抗権の理論については、『評論新聞』・『近事評論』・『草莽雜誌』等で散見されるとはいえ、自由民権思想の根底的理論として定着するのは、ようやく『愛国志林』・『愛国新誌』（二三年〜四年）にいたつたことである。こういう思想状況のもとで、しかも自由民権主流派がなお農民問題に全く関心をいだかず、地租改正反対運動に積極的な指導体制をとっていないという民権運動の状況のもとで、革命権・抵抗権理論にもとづく明確な革命闘争を期待することは所詮無理である。

たしかに指導層の間には共通して「改良主義的立場」がみられる。だが、しかしその「改良主義的立場」は、自由民権理論によって理論的に高められたものであり、民会↓国会開設という政治的要求を根底にすえたものであつた。この政治的要求は、たんなる行政的措置では解決できない問題を必然的にもたらすはずであつた。指導

層が地租改正反対運動の極点で動揺し、妥協したにもかかわらず、再び自由民権運動の在村的潮流の担い手として登場してくるのは、こうした思想的成長のゆえであった。ここでの「改良主義」は、幕末・維新时期における一揆にさいして、権力の側にたつて権力と農民との平和的共存を媒介しようとした改良主義と同一視してはならない。ここでは、権力のブルジョアの改良が要求されているのである。改租の「独自」プラン作成の要求は、かかる意味での「改良主義」の実現の一端を示すものであった。

耕作農民層は、新しい思想主体として成長しつつある地主豪農層の指導理論のもとに結集した。彼自身、小商品生産者であり、孤立分散的である耕作農民層が、自らの革命的理論と指導者を輩出しえない状況のもとにあっては、本質的には「改良主義」であった地主豪農層の理論と指導に服するのは必然のなりゆきであった。孤立・分散的な耕作農民にとって、右にみてきたような新しい理論は、この段階にあっては自己の希望を託すべき唯一の革新的指導理論として映じたであらう。

こうして、地租改正反対運動は、再生産Ⅱ蓄積条件を確立しようとする耕作農民を主体勢力とし、取分Ⅱ致富条件を獲得しようとする地主豪農層を指導者として展開された。一揆のほとんどは、地租納入条件を有利にし、地価再修正をかけた。それは、たしかに絶対主義側の譲歩ではあったが、とりわけ耕作農民の基本的要求である独立自営農民としての解放には程遠いものであった。